

産業雇用安定助成金

ガイドブック

~出向により雇用維持に

努力される事業主の方々へ~

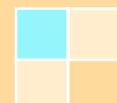


厚 生 勞 働 省

都 道 府 縿 勞 働 局

ハローワーク(公共職業安定所)

令和4年8月1日現在



— 目 次 —

第Ⅰ部 雇用の維持を効果的に進めるために	1
1 なぜ雇用の維持が必要か	1
2 事業所の実情に合った雇用維持の方策は	1
第Ⅱ部 支給の要件	3
1 支給対象となる事業主	3
2 支給対象となる期間と日数	7
3 支給対象となる出向	11
4 受給できる額	12
5 併給調整	21
第Ⅲ部 受給の手続き	21
1 受給の手続きの流れ	21
2 出向の計画	22
3 計画届の手続き	23
4 計画届に必要な書類	24
5 支給申請の手続き	29
6 支給申請に必要な書類	29
7 不正受給の防止	33
第Ⅳ部 申請のための具体的な記載例	34

<このガイドブックの利用に当たって>

- このガイドブックは、雇用保険法に基づく産業雇用安定助成金の支給について
主な内容を取りまとめたものです。
- 支給要件に該当しない事業主の方々に対しては、支給されません。
- このガイドブックの記載内容は特にことわりのない限り令和4年8月1日現在
のもので、今後も制度内容の変更や見直しを行う場合があります。その際は、厚
生労働省ホームページでお知らせします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html

また、記載内容について不明な点がある場合は、下記のコールセンターもしく
は事業所の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定
所）にお問い合わせください（都道府県労働局およびハローワークのお問い合わせ
先は厚生労働省ホームページをご参照ください。）。

【雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター】

TEL:0120-603-999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

第Ⅰ部 雇用の維持を効果的に進めるために

1 なぜ雇用の維持が必要か

企業は、経済全体の枠組みの中で事業活動を行っている以上、その事業活動が景気変動の影響を受けることは避けられません。

しかし、景気の変動によって、事業活動を縮小せざるを得ないからといって直ちに解雇等の人員整理に走ることは、

- (1) 下記のようにそれぞれの企業にとって、企業活力の維持という点からのデメリットが少なくありません。
- (2) 社会全体としてみても、雇用不安が消費を一層冷え込ませ、景気の回復を更に遅らせることとなりかねません。

雇用維持によるメリット	雇用維持されない場合のデメリット
<ul style="list-style-type: none">・労使の協調的・信頼的関係が増し、景気回復後の経営・生産・販売・研究開発等の効率性が高まる。・労働者の勤労意欲・士気の向上が図られる。・特に教育訓練を行う場合は、労働者の職業上の能力もプラスされ、生産調整に伴う円滑な配置転換や、景気回復後の事業展開にも役立つ。	<ul style="list-style-type: none">・労使の信頼関係が崩れ、企業活力の低下、経営の非効率化につながる。・労働者の勤労意欲・士気の低下。・景気回復後の人材確保が困難となり、採用、訓練の費用負担が増加。

このように、景気変動の影響を受け事業活動の縮小を余儀なくされている中で、労働者を退職させずに、休業、教育訓練、出向を通じて雇用維持を図ることは、労使双方にとってメリットがあり、企業活動を維持し、将来の発展へとつなげていく上で重要だといえます。

2 事業所の実情に合った雇用維持の方策は

- ◎ 事業活動の縮小期に雇用維持を行う主な方法としては、休業、教育訓練、出向があります。例えば、
 - ・生産量の変動に機動的に対応する場合や、比較的短期間のうちに生産量の回復が見込まれる場合
→ **休業**
 - ・事業活動の縮小期を活用し、通常の教育訓練では実施できなかった、従業員に対して新たに必要となる技術の付与、レベルアップを図り、労働者の職業能力の一層の向上を図る場合
→ **教育訓練**
 - ・他の事業主の業務に一時的に従事させることによって雇用維持を図る場合
→ **出向**
- というような選択が考えられますが、それぞれの事業所の事情を踏まえ、適切な方法を選択するように、労使でよく話し合うことが必要です。
- ◎ 事業活動の縮小期に休業、教育訓練または出向を行う場合については、「**雇用調整助成金**」がありますが、特に在籍型出向を行う場合については、「**産業雇用安定助成金**」（以下「**本助成金**」といいます）を活用しながら、雇用維持を行うことができます。

本助成金の対象となる雇用維持の方策

出向

本助成金の対象となる出向は、労働者が元の事業所（以下「出向元事業所」といいます）の従業員たる地位を保有しつつ、他の事業主の事業所（以下「出向先事業所」といいます）において勤務するもの（いわゆる「在籍型出向」）であり、出向終了後に労働者が出向元事業所に復帰するものをいいます。出向期間内に出向元事業所と出向先事業所の両方で勤務する部分出向も本助成金の対象となります。

ただし、資本的、経済的、組織的関連性等からみて独立性が認められない（詳しくはP.3「資本的、経済的、組織的関連性等からみた独立性について」を参照してください。）事業主間で行う出向（以下「独立性が認められない事業主間で行う出向」という。）については、次の要件をすべて満たす場合に特例として助成対象となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために行われる出向
- ② 通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向
- ③ 令和3年8月1日以降に新たに開始した出向

また、部分出向においては、出向先事業所で勤務を行う日と同一日に出向元事業所においても勤務を行うもの及び出向期間中の1か月ごとの出向先事業所で勤務する日数が出向元事業所において出向を行う前の原則1か月の所定労働日数の半分未満であるものは、本助成金の対象となりません。

出向は、出向労働者にとって働く環境が大きく変わることとなるため、次の点に配慮し、出向労働者が出向先事業所で安心してその能力を発揮できるよう条件整備を行うことが不可欠です。

- ① 出向対象労働者の同意を得ること
- ② 出向先事業所における労働条件等を明確にすること
- ③ 出向元事業所と出向先事業所との間で賃金分担を明確にすること
- ④ 出向労働者を送り出す事業主（以下「出向元事業主」といいます）と労働組合等が出向について協定を結ぶこと

資本的、経済的、組織的関連性等からみた独立性について

親会社と子会社の間の出向や、代表取締役が同一人物である企業間の出向など、資本的、経済的、組織的関連性等からみて、出向元事業主と出向先事業主との間で独立性が認められるかどうかにより、助成内容が変わります。助成内容については第Ⅱ部4「受給できる額」(P.12)を参照してください。

独立性の有無について、以下の方法で判断されます。

2法人間における出資等の状況が次のイ又はロのいずれかに該当する場合は、両法人間に独立性がないものと判断とします。

- イ 資本金の50%を超えて出資していること。
- ロ 取締役会の構成員について、次のいずれかに該当すること。
 - (イ) 代表者が同一人物であること。
 - (ロ) 両法人の取締役を兼務している者が、いずれかの会社について過半数を占めていること。

また、上記イ又はロに該当しない場合であっても、その他の資本的・経済的・組織的関連性等から見て独立性の有無を判断します。例えば、次の観点等を踏まえて判断します(ハ～リのうちいずれか1つに該当したことをもって直ちに独立性がないと判断するものではございません。)。詳しくは、労働局やハローワークにお問い合わせください。

ハ 出資について、50%以下であるが相当程度の割合の出資を行っていること。

ニ 取締役会の構成員について、次のいずれかに該当すること。

- (イ) 代表者が親子、兄弟等近親者であること。
- (ロ) 一方の会社の代表者が他方の会社の取締役を兼務していること。
- (ハ) 両方の会社の取締役を兼務する者が複数いること。

ホ 人事、経理、労務管理、労働条件等の決定に関与していること。

ヘ 人的交流が恒常的に密であること。

ト 場所的に業務遂行の区別が不明確であること。

チ 連結決算の方法がとられていること。

リ 常時50%を超える取引が行われていること。

※ 出向元事業主と出向先事業主が同一の親会社の小会社である場合については、出向元事業主の親会社からの出資割合と出向先事業主の親会社からの出資割合を乗じて得た割合により、イ及びハに該当するか否か判断します。

第Ⅱ部 支給の要件

1 支給対象となる事業主

本助成金は出向元事業主および出向元事業主から出向労働者を受け入れる事業主（以下「出向先事業主」と

いいます)が支給対象となります。本助成金を受給する事業主のうち、出向元事業主は、次の(1)および(3)の要件を満たし、かつ(4)に該当していないことが必要であり、また、出向先事業主は次の(2)および(3)の要件の満たし、かつ(4)に該当していないことが必要です。

(1) 雇用調整の実施

本助成金は、「新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、その雇用する対象労働者の雇用の維持を図るために、「労使間の協定」に基づき出向を実施する出向元事業主が支給対象となります。具体的には、上記の下線部についてそれぞれ次のア～ウを満たしていることが必要です。

ア 「新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由」とは

「新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由」とは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う景気の変動および産業構造の変化ならびに地域経済の衰退、競合する製品・サービス（輸入を含む）の出現、消費者物価・外国為替その他の価格の変動等の経済事情の変化をいいます。そのため次に掲げる理由による事業活動の停止または縮小は本助成金の支給対象となりません。

【支給対象とならない理由の例】

- ① 例年繰り返される季節的変動によるもの（自然現象に限らない）
- ② 事故または災害により施設または設備が被害を受けたことによるもの（被害状況の点検を行っている場合も含む）
- ③ 法令違反もしくは不法行為またはそれらの疑いによる行政処分または司法処分によって事業活動の全部または一部の停止を命じられたことによるもの（事業主が自主的に行うものを含む）

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由とは、具体的には、次のような理由で経営環境が悪化していることをいいます。

【支給対象となる理由の例】

- ① 観光客のキャンセルが相次いだことにより、客数が減り売上が減少した。
- ② 市民活動が自粛されたことにより、客数が減り売上が減少した。
- ③ 行政からの営業自粛要請を受け休業したことにより、客数が減り売上が減少した。など

イ 「事業活動の縮小」とは

売上高または生産量などの事業活動を示す指標（生産指標）が一定以上減少していることを指します（生産量要件）。具体的には、次のaからdのいずれかに該当する必要があります。

- a 生産指標の最近1か月の値が、1年前の同じ1か月の値に比べ5%以上減少していること。
- b 生産指標の最近1か月の値が、2年前の同じ1か月の値に比べ5%以上減少していること。
- c 生産指標の最近1か月の値が、3年前の同じ1か月の値に比べ5%以上減少していること。
- d 生産指標の最近1か月の値が、計画届を提出した月の1年前の同じ月から計画届を提出した月の前々月までの間の適当な1か月の値に比べ5%以上減少していること。

※1 「最近」とは計画届の提出日の属する月の前月を指します。例えば、計画届の提出日の属する月が令和3年4月の場合、「最近1か月」とは令和3年3月を指します。

※2 a～dのいずれの場合も、比較する月は1か月を通して雇用保険適用事業所であり、かつ、1か月を通して雇用保険被保険者を雇用している月である必要があります。

ウ 「労使間の協定」とは

本助成金は、出向の実施について労使間で事前に協定を締結し、その協定に基づいて出向を実施することを支給要件としています。労使協定は、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合、ない場合には労働者の過半数を代表する者との間で書面により行う必要があります。(注：協定を締結した労働組合等の代表が、当該事業所における労働者の過半数を代表するものであるかは、組合員名簿または労働者代表選任書等で確認します。)

(2) 解雇等や雇用量の減少がないこと

本助成金を受給する出向先事業主は、次の要件を満たしていることが必要です。

① 「解雇等がない」こと

出向先事業所ごとの出向期間の開始日の前日から起算して6か月前の日から支給申請を行う支給対象期の末日までの間ににおいて、当該出向労働者の受け入れに際し（※1）、その雇用する被保険者を事業主都合により離職（雇用保険制度における喪失原因コード3（※2）に該当）させた事業主以外であること。（※1）「当該出向労働者の受け入れに際し」の具体的な取り扱いについては、労働局・ハローワークにご相談ください。

（※2）労働者の責めに帰すべき理由による解雇、天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となった事による解雇以外の解雇に勧奨退職等を加えたものをいいます。

② 「雇用量の減少がない」こと

雇用保険被保険者数および受け入れている派遣労働者数による雇用量を示す指標（雇用指標）が一定以上減少していないことを指します（雇用量要件）。具体的には、次のa又はbのいずれかに該当する必要があります。ただし、bにより比較するのは雇用保険適用事業所設置後、1年未満の事業所に限ります。

- a 雇用指標の最近3か月間の平均値が1年前の同じ3か月間の平均値に比べ、大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上減少していないこと。
- b 雇用指標の最近1か月の値が、計画届を提出した月の1年前の同じ月から計画届を提出した月の前々月までの間の適当な1か月の値に比べ、大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上減少していないこと。

※1 「最近」とは計画届の提出日の属する月の前月を指します。例えば、計画届の提出日の属する月が令和3年4月の場合、「最近3か月間」とは令和3年1月～3月を、また「最近1か月」とは令和3年3月を指します。

※2 a、bいずれの場合も、比較する月は3か月間（bの場合は1か月）を通して雇用保険適用事業所であり、かつ、3か月間（bの場合は1か月）を通して雇用保険被保険者を雇用している月である必要があります。

※3 新型コロナウィルス感染症の影響により外国人技能実習生等が母国へ帰国したこと等に伴い、雇用保険被保険者資格を喪失した場合等、やむを得ない事情による場合、当該労働者を雇用保険被保険者および受け入れている派遣労働者数に含めて、雇用指標を比較することができます。

(3) その他の要件

本助成金を受給する事業主は、その他次の要件を満たしていることが必要です。

- ① 出向元事業所および出向先事業所が雇用保険適用事業所であること。
- ② 出向元事業主と出向先事業主が資本的、経済的、組織的関連性等からみて、独立性が認められること。
- ③ 「受給に必要な書類」について、
 - a 整備し、
 - b 受給のための手続に当たって労働局等に提出するとともに、
 - c 保管して労働局等から提出を求められた場合にそれに応じて速やかに提出すること。

なお、「受給に必要な書類」とは、出向の対象となった労働者の、出勤及び雇用調整の状況、賃金等を明らかにする書類(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等)等であり、具体的には第Ⅲ部4(P.21~)及び6(P.26~)に掲げるものです。

- ④ 労働局等の実地調査を受け入れること
- ⑤ 出向元事業所で、本助成金の支給対象となる期間に他の事業所の雇用保険被保険者を出向により受け入れ、他の事業所の事業主がその出向について本助成金、雇用調整助成金（出向）又は通年雇用助成金の支給を受けていない（受けようとしていないことを含む）こと
- ⑥ 出向先事業所で、自己を出向元事業所とする出向を行い、出向元事業主として本助成金、雇用調整助成金（出向）又は通年雇用助成金の支給を受けていない（受けようとしていないことを含む）こと

(4) 不支給要件

本助成金を受給する事業主は、次のいずれの場合にも該当していないことが必要です。

- ① 平成31年3月31日以前に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがあり、当該不支給決定日又は支給決定取消日から3年を経過していない。
- ② 平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがあり、当該不支給決定日または支給決定取消日から5年を経過していない。
- ③ 平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給に関与した役員等がいる。
- ④ 支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納がある。
- ⑤ 支給申請日の前日から起算して過去1年において、労働関係法令違反により送検処分を受けている。
- ⑥ 風俗営業等関係事業主である。
- ⑦ a. 事業主もしくは事業主団体（以下「事業主等」という。）または事業主等の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団または第2条第6号に規定する暴力団員である。
b. 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしている。
c. 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している。
d. 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしている。
e. 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ⑧ 事業主等または事業主等の役員等が、破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行ったまたは行う恐れがある団体等に属している。
- ⑨ 倒産している。
- ⑩ 産業雇用安定助成金について不正受給を理由に支給決定を取り消された場合、労働局が事業主名等を公表することに承諾していない。
- ⑪ 役員等の氏名、役職、性別及び生年月日が記載されている別紙「役員等一覧」又は同内容の記載がある書類を添付していない。

- ⑫ 「雇用関係助成金支給要領」に従うことに承諾していない。

中小企業と大企業

中小企業とは次に該当する企業をいい、大企業とは中小企業に該当しないものをいいます。

小売業（飲食店を含む）	資本金 5,000万円以下又は従業員 50人以下
サービス業	資本金 5,000万円以下又は従業員 100人以下
卸売業	資本金 1億円以下又は従業員 100人以下
その他の業種	資本金 3億円以下又は従業員 300人以下

2 支給対象となる期間と日数

本助成金は、3（2）「出向」（P. 11）の要件を満たす出向について、次によって定められた期間と日数について受給できます。

（1）出向期間

本助成金は、出向元事業主が、雇用する雇用保険被保険者（※）に対して1か月以上2年以内の期間で実施した出向について支給対象となります。

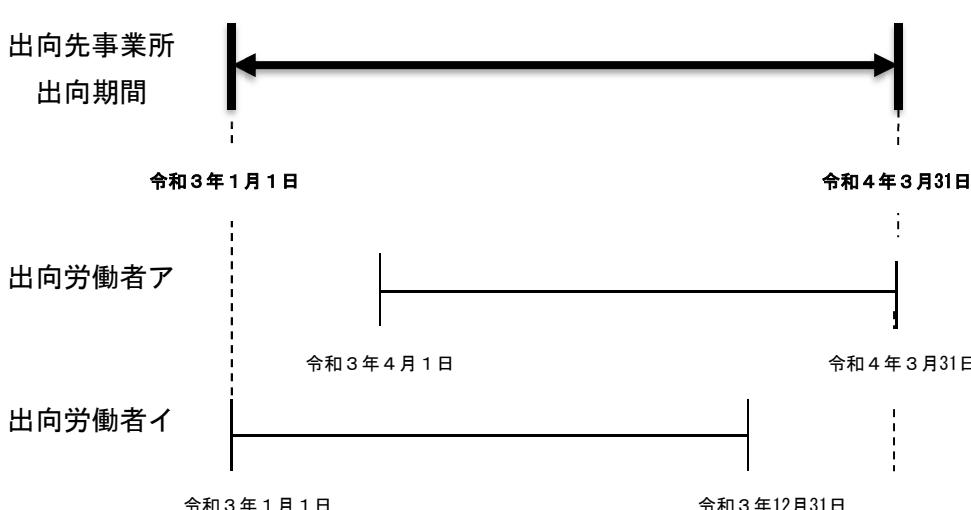
出向元事業主が、同一の出向元事業所について、出向先事業所ごとに実施する出向の期間を「出向期間」といいます。同一の出向先事業所に複数の労働者の出向を実施する場合は、労働者の出向の開始日のうち最も早い日から、出向の終了予定日のうち最も遅い日が出向期間となります。

（※）対象となる者については3（1）「対象労働者」（P. 11）を参照してください。

〈出向期間の例〉

出向先事業所の出向期間＝令和3年1月1日～令和4年3月31日

〔出向労働者アの出向期間＝令和3年4月1日～令和4年3月31日
出向労働者イの出向期間＝令和3年1月1日～令和3年12月31日〕

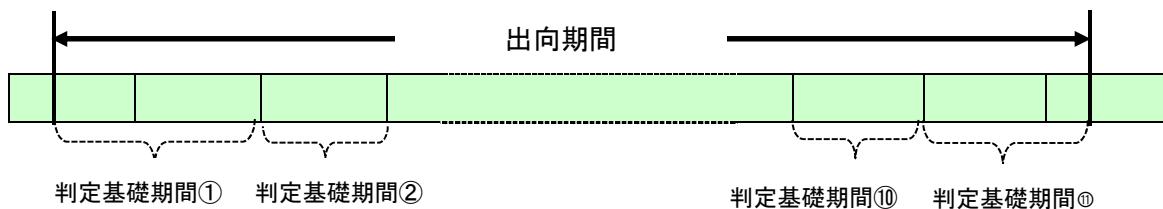


(2) 判定基礎期間

出向を行う場合、出向先事業所ごとに、出向期間内の実績を原則1か月単位で判定し、それに基づいて支給がなされます。この出向の実績を判定する1か月単位の期間を「判定基礎期間」といいます。

「判定基礎期間」は原則として、毎月の賃金の締め切り日の翌日から、その次の締め切り日までの期間です。賃金類型（※）がB型、C型、D型、E型およびF型においては出向元事業主において出向労働者の賃金締切日として毎月一定の期日が定められている場合は、出向元事業主の賃金締切期間をいい、A型およびG型においては出向先事業主において出向労働者の賃金締切日として毎月一定の期日が定められている場合は、出向先事業主の賃金締切期間をいいます。ただし、毎月の賃金の締め切り日が特定されない場合などは暦月とします。

なお、「出向期間」の初日が「判定基礎期間」の初日と一致する場合は、通常「出向期間」を1年（12か月）とした場合は、1つの「出向期間」の中に12の「判定基礎期間」がうまく収まりますが、そうでない場合は、最初の「判定基礎期間」の途中から「出向期間」が開始し、最後の「判定基礎期間」の途中で「出向期間」が終了することになります。この場合、「出向期間」の初日から2つ目の「判定基礎期間」の末日までを最初の「判定基礎期間」としたり（下記①）、最後から2つめの「判定基礎期間」の初日から「出向期間」の末日までを最後の「判定基礎期間」（下記⑪）として取り扱うことが可能です。



（※）賃金類型については、第Ⅲ部6 「支給申請に必要な書類」（P. 29）を参照してください。

(3) 支給対象期

本助成金は、出向元事業所および出向先事業所ごとの出向期間について出向の計画を策定して労働局またはハローワークへ届け出し、その計画に基づいて実施した出向の実績に応じて支給申請を行います。

支給申請の単位となる一定期間を「支給対象期」といいます。「支給対象期」は、1つの「判定基礎期間」、または連続する2つから6つの「判定基礎期間」のいずれかを計画の届出の際に出向元事業主が出向先事業所ごとに選択し、以降この計画の届出の際に選択した頻度毎に支給申請することとなります（支給申請を1か月ごと～6か月ごとから選択することができます。なお、途中で変更する場合には、別途変更の手続きが必要です。）。

(4) 支給限度日数等

本助成金を受けようとするとき、同一の雇用保険適用事業所につき一の年度に本助成金の支給対象となる対象労働者500人（1人当たり、一の事業主に雇用された同一の労働者に対する助成金の支給は12か月（365日））を限度とします。当該年度における最初の計画届提出日の前日（ただし、当該年度において前年度に提出した計画届に記載された出向を継続して実施している場合は、前年度の3月31日）において当該事業所で雇用する雇用保険被保険者数が500人未満の場合は、その人数分。ただし、その数が10人未満の場合は10人分とする）分が上限となります。

ただし、前年度に提出した計画届に記載された出向を継続して実施している場合において、本助成金の出向労働者が出向先事業所の雇用保険被保険者（以下「出向先被保険者」という。）である場合は、出向元事

業所にあっては、前年度の3月31日時点の雇用保険被保険者数に出向先被保険者数を加えた人数分を上限とし、出向先事業所にあっては、前年度の3月31日時点の被保険者数から出向先被保険者数を除いた人数分を上限とします（具体例については、次のウをご確認ください）。

また、前年度に提出した計画届に記載された出向を継続して実施しておらず、かつ支給申請日時点で当該年度における初回の計画届を提出していない場合、上限となる人数は、前年度と同数とします（具体例については、次のエをご確認ください）。

ア 支給人数の計算方法

この場合の支給人数の計算において、同一の適用事業所が出向元事業所として出向を実施した場合は、出向を実施する対象労働者について500人（当該年度における最初の計画届提出日の前日（ただし、当該年度において前年度に提出した計画届に記載された出向を継続して実施している場合は、前年度の3月31日）において当該事業所で雇用する雇用保険被保険者数が500人未満の場合は、その人数分。ただし、その数が10人未満の場合は10人分とする。以下同じ。）が上限となり、また、出向先事業所として出向の受入れを行った場合は、受け入れる者について500人が上限となり、それぞれ上限が適用されます（※）。

なお、出向を実施した日が1日でもあった労働者を「1人」とカウントします。

支給人数が支給限度日数等に達した場合は、当該支給対象期における出向労働者の中から、出向元事業主及び出向先事業主がそれぞれ支給対象者を指定することとなります。

（※）同一の事業所が同一の期間に雇用する労働者の出向の実施と他の事業所からの出向の受入れを行うことはできません。

（例）上限が500人である出向元事業所の場合

既に出向労働者490人分の支給を受けており、新たに、支給を受けていない出向労働者15人分の支給申請書を提出した場合、支給対象となるのは15人の内10人（上限500人－支給決定人数490人）であり、出向元事業主が10人を指定することになります。

イ 「1年度500人」の支給限度日数等の計算方法

「1年度500人」という支給限度日数等に達したかどうかは、同一の年度に支給決定を行った出向労働者の人数の累計を、500人から差し引いた人数を残人数とするという考え方で計算します。

例えば、同一の出向労働者について複数の支給対象期において支給を行った場合も、「1人」とカウントします

ウ 出向労働者が出向先被保険者（出向先事業所の雇用保険被保険者）である場合の上限人数

（例）・出向期間：令和4年1月1日から令和4年12月31日
・出向元事業所の雇用保険被保険者数：50人（最初の計画届提出日の前日時点）
・出向先事業所の雇用保険被保険者数：60人（最初の計画届提出日の前日時点）
・出向労働者：40人（全員が出向先で被保険者を取得）

この場合、令和3年度の出向元事業所及び出向先事業所の上限人数は、それぞれ50人及び60人となります。また、令和4年度の上限人数は、出向元事業所は50人（令和4年3月31日時点の雇用保険被保険者数10人 + 出向先被保険者数40人）、出向先事業所は60人（令和4年3月31日時点の雇用保険被保険者数100人 — 出向先被保険者数40人）となります。

エ 前年度に提出した計画届に記載された出向を継続して実施しておらず、かつ支給申請日時点で当該年度における出向の計画届を提出していない場合の上限人数

（例）・出向期間：令和3年4月1日から令和4年3月1日

- ・支給申請日（令和4年4月1日）時点で令和4年度における初回の計画届を提出していないこの場合、令和4年度の上限人数は、令和3年度の上限人数と同数になります。

公益の目的のために大量の被保険者を出向させる場合（公益特例）について

「公益の目的」のために「大量」の被保険者を出向させる場合については、2（4）の上限人数とは別に、同一の雇用保険適用事業所につき一の年度（支給申請年月日を基準として、同年度4月1日から翌年3月31日までをいう。）に1,000人を限度として支給対象とすることができます。（公益特例）

本特例については、一の事業主に雇用された同一の労働者に対する助成金の支給は3か月を限度とし、支給日数は特例以外分と合わせて12ヶ月（365日）を限度とします。

（例）出向労働者Aを公益特例として8月1日～10月31日の3か月間出向させ、当該出向について支給決定を受けた場合のAの支給残日数

$$\begin{aligned} \text{・公益特例支給限度3か月} - \text{出向実施3か月} &= \text{支給残0か月} \\ \text{・支給限度日数12か月(365日)} - \text{出向実施3か月(92日)} &= \text{支給残日数9か月(273日間)} \end{aligned}$$

（※1） 本助成金において、「公益の目的のための出向」とは、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン集団接種・大規模接種やPCR検査等、国や地方公共団体等から発注された公益性の高い事業に従事させることを目的とした出向を指します。

（※2） 本助成金において、「大量」とは、出向元事業所又は出向先事業所において1の判定基礎期間あたり30人以上の対象労働者を送り出す又は受け入れる場合を指します。

（※3） 独立性の認められない事業主間で行う出向について、本助成金の支給を受けようとする場合は、本特例に係る出向として支給申請を行うことはできません。

（※4） 国や地方公共団体等から委託を受けて事業を実施する場合、当該委託事業に従事し、賃金の全部又は一部が当該委託事業の委託費を原資として支払われている労働者の賃金（委託契約書等に委託事業に従事する者の人数及び賃金額が明記され、委託事業終了後に実際に支払った賃金額に基づき精算が行われる場合のように、対象労働者に対する賃金が委託費から支払われたことが明確であるものに限る。）については助成の対象とはなりません。また、公益特例に該当する場合、本助成金の支給を受けるためには他の支給要件を満たすことも必要です。

3 支給対象となる出向

本助成金は、上記1の支給対象となる事業主が、次の(1)に該当する「対象労働者」に対して実施した、(2)に該当する出向が助成対象となります。

(1) 対象労働者

本助成金の「対象労働者」は、助成金を受けようとする出向元事業主に雇用され、本助成金の出向の対象となりうる雇用保険被保険者であって計画届に記載のある労働者です。ただし、次の①～③を除きます。

- ① 出向計画期間の初回の出向した日の前日時点において、出向元事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満である方
- ② 解雇を予告されている方、退職願を提出した方、事業主による退職勧奨に応じた方（離職の日の翌日に安定した職業に就くことが明らかな方を除きます）（注：それらの事実が生じた日までの間は対象労働者として扱います）
- ③ 日雇労働被保険者

(2) 出向

本助成金の対象となる「出向」は次の①～⑯を満たす必要があります。ただし、独立性が認められない事業主間で行う出向は、①～⑤および⑦～⑯を満たす必要があります。

独立性の判断は「**資本的、経済的、組織的関連性からみた独立性について**」（P. 3～）をご参照下さい。

- ① 雇用調整を目的として行われるものであって、人事交流・経営戦略・業務提携・実習のため等に行われるものではなく、かつ、労働者を交換しあうものでないこと。
- ② 労使間の協定によるものであること。
- ③ 出向労働者の同意を得たものであること。
- ④ 出向元事業主と出向先事業主との間で締結された契約によるものであること。
- ⑤ 出向先事業所が雇用保険の適用事業所であること。
- ⑥ 出向元事業主と出向先事業主が、資本的、経済的、組織的関連性等からみて、独立性が認められること。
- ⑦ 計画届に基づいて実施されること。
- ⑧ 労働者ごとの出向期間が1か月以上2年以内であって出向元事業所に復帰すること。
- ⑨ 出向元事業所または出向先事業所が出向労働者の賃金の全部または一部をそれぞれ負担していること。
- ⑩ 出向労働者に出向前に支払っていた賃金とおおむね同じ額の賃金を支払うこと。
(※次の、「出向期間中に出向労働者へ支払う賃金について」をご参照ください。)
- ⑪ 出向元事業所から出向先事業所に出向させ、かつ、当該出向先事業所において就労することとなるものであること。ただし、当該出向労働者について、同一出向期間内で異なる2つ以上の出向先事業所において就労するものでないこと。
- ⑫ 労働組合等によって出向の実施状況について確認を受けること。
- ⑬ 出向元事業主および出向先事業主の双方がそれぞれ支給要件を満たすこと。
- ⑭ 通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向であること。
- ⑮ 令和3年8月1日以降に新たに開始される出向であること。

出向期間中に出向労働者へ支払う賃金について

本助成金の支給対象となる支給対象期中の出向労働者への賃金（※1）については、出向前の賃金に相当する額であることが必要です。

具体的には、出向前の賃金（A）に対する支給対象期の賃金（B）の割合が、85%から115%の範囲内である必要があります（※2）。

$$A = \frac{\text{出向開始日前1週間の総所定労働時間数}}{\text{出向開始日前1週間の総所定労働日数}} \times \text{出向開始日の直前の労働日に通常支払われる1時間当たりの賃金の額}$$

$$B = \frac{\text{支給対象期末日以前1週間の総所定労働時間数}}{\text{支給対象期末日以前1週間の総所定労働日数}} \times \text{支給対象期の末日の労働日に通常支払われる1時間当たりの賃金の額}$$

$$85\% \leq (B/A) \times 100\% \leq 115\%$$

（※1）臨時に支払われた賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除きます。

（※2）ただし、B/Aが115%を超える場合であっても、ベースアップの実施等の合理的な理由がある場合は、支給対象となり得ます。

出向前の賃金に相当しない場合は、当該出向労働者は本助成金の支給対象外となりますので、注意してください。

なお、これらの計算については、支給申請書類の「様式第6号(4) 支給対象者別支給額算定調書 ②(1)～(4)欄で求めることができます。

4 受給できる額

本助成金の受給できる額は、次のとおりです。

（1）支給対象期に要する経費（出向運営経費）

支給対象となる出向運営経費は、計画届に基づく出向期間中において出向元事業所または出向先事業所が出向に要した次の①～⑤のいずれかに該当するものになります。ただし、出向労働者以外の従業員に係る賃金や、4(4)「出向初期経費」(P.17～)に含まれるもののは該当しません。

（出向運営経費に含まれる経費）

- ① 出向元事業主または出向先事業主が出向労働者に賃金（社会保険料は除く）として支払った（負担した）額
⇒ 助成対象額の具体的な算定方法については、「出向運営経費のうち賃金部分の助成対象額の算定方法」(P.14～)をご参照ください。
- ② 出向労働者の労務管理、人事評価に要する経費
- ③ 出向元事業所、出向先事業所または出向労働者が行う報告、面談に要する経費
(出向元事業所が出向先事業所へ訪問して行う出向労働者面談に要する交通費等の経費など)
- ④ 出向先事業主が負担した出向先事業所における教育訓練(Off-JT)に要する経費
(新型コロナウイルス感染症の影響により、教育訓練を事業所内や外部の教育機関に集合して行うなどの通常の形態で実施することが困難な状況に鑑み、自宅等で行う学習形態（インターネット等を用いたものも可能）の教育訓練等も含む)
- ⑤ ①～④の他、出向期間中における出向の運営に要すると認められる経費

(2) 出向運営経費に係る助成率

助成率 (中小企業 : $\frac{4}{5}$, 大企業 : $\frac{2}{3}$)

ただし、出向元事業主が解雇等を行わず雇用維持を行う場合 (中小企業 : $\frac{9}{10}$, 大企業 : $\frac{3}{4}$) (※1)

(※1) 【雇用維持要件】

1 支給対象期の末日において、出向元事業主に雇用されている労働者（雇用保険被保険者に限る）および派遣労働者として当該事業主の事業所に役務の提供を行っている者の数が、出向開始基準日(※2)の前日の属する月から遡った6か月間の各月末の事業所労働者数の平均の5分の4以上であること。ただし、業界特有の理由等により、例年特定の季節において事業所労働者数の増減がある等、やむをえない事情のある場合には、要件を満たすものとすることができます。

2 出向開始基準日(※2)の前日から起算して6か月前から当該支給対象期の末日まで（以下「比較期間」という。）に、次の①～③に掲げる解雇（解雇予告を含む。）等を行わないこと。

- なお、次の①～③については、新型コロナウイルス感染症を理由とする解雇等も含むことに留意すること。
- ① 事業主に直接雇用される期間の定めのない労働契約を締結する労働者の場合、解雇又は退職勧奨（労働者が同意した場合も含む。）等により事業主都合による離職をさせること
 - ② 事業主に直接雇用される期間の定めのある労働契約を締結する労働者の場合、解雇と見なされる労働者の雇止め、中途契約解除等により事業主都合による離職をさせること
 - ③ 対象事業主の事業所に役務の提供を行っている派遣労働者の場合、労働者派遣契約期間満了前の事業主都合による契約解除

(※2) 出向開始基準日とは、同一の出向元事業所において対象労働者の出向を初めて実施する日をいい、複数の出向先事業所に対象労働者の出向を実施する場合は、出向開始日の初日が最も早い対象労働者に係る当該日をいいます。

独立性が認められない事業主間で行う出向の場合 (中小企業 : $\frac{2}{3}$, 大企業 : $\frac{1}{2}$) (※3)

(※3) 独立性が認められない事業主間で行う出向の場合は雇用維持要件を満たす場合の助成率は適用しません。

(3) 出向運営経費に対する助成額

「出向運営経費に対する助成額の算定方法について」(P.16～)をご参考下さい。

なお、1人1日当たりの上限額は12,000円（出向元事業主と出向先事業主の負担額の合計）です。

出向運営経費のうち賃金部分の助成対象額の算定方法

- 本助成金の支給対象となる出向運営経費のうち、出向元事業所または出向先事業所が出向労働者に支払った（負担した）賃金部分（P. 12の4（1）①）に係る助成対象額（以下「賃金部分助成対象額」といいます。）
 - ・ 「出向前の賃金（X）」と「支給対象期の賃金（Y）」を比較します（具体的な比較方法はSTEP1及びSTEP2のとおりです）。
 - ・ 「出向前の賃金（X）」<「支給対象期の賃金（Y）」の場合は「出向前の賃金（X）」に基づき賃金部分助成対象額を算定します（STEP3をご参照下さい）。
 - ・ 「出向前の賃金（X）」≥「支給対象期の賃金（Y）」の場合は「支給対象期の賃金（Y）」に基づき賃金部分助成対象額を算定します（STEP4をご参照下さい）。
- 具体的な算定方法は以下のとおりです。

STEP1 出向労働者の出向前1週間における1日当たりの賃金の額（A）を次により計算します。

- a 1：出向労働者の出向開始日の直前の労働日に支払われる1時間当たりの賃金（通常支払われるものに限ります）
 - a 2：出向開始前1週間の総所定労働時間
 - a 3：出向開始前1週間の総所定労働日数
 - a 2/a 3：出向開始前の1日当たりの所定労働時間
- $$A = a_1 \times \frac{a_2}{a_3}$$

STEP2 「出向前の賃金（X）」と「支給対象期の賃金（Y）」を比較します。

- 比較の対象となる「出向前の賃金（X）」は次により算定します。

$$B = \text{支給対象期の出向先事業所における実労働日数}$$

$$X = A \times B$$

（例）支給対象期：令和3年4月1日～30日

$$A : 10,000 \text{ 円/日}$$

$$B : 20 \text{ 日間}$$

$$\Rightarrow X = 10,000 \text{ (円/日)} \times 20 \text{ 日} = 200,000 \text{ 円}$$

- 「出向前の賃金（X）」と「支給対象期の賃金（Y）」を比較して

- ・ X < Y の場合→STEP3により賃金部分助成対象額を算定します。
- ・ X ≥ Y の場合→STEP4により賃金部分助成対象額を算定します。

STEP3 「出向前の賃金（X）」 < 「支給対象期の賃金（Y）」 の場合

- 「出向前の賃金（X）」をベースに出向元事業所及び出向先事業所が負担した割合に応じて賃金部分助成対象額を算定します。
 - 具体的には次により算定します。
 - ・ y_1 ：「支給対象期の賃金（Y）」のうち出向元事業所が負担した額
 - ・ y_2 ：「支給対象期の賃金（Y）」のうち出向先事業所が負担した額
 - ・ y_1/Y ：出向元事業主が負担した割合
 - ・ y_2/Y ：出向先事業主が負担した割合
- (※) $Y = y_1 + y_2$ となります。

⇒ 出向元事業所の賃金部分助成対象額

$$= X \times \frac{y_1}{Y}$$

⇒ 出向先事業所の賃金部分助成対象額

$$= X \times \frac{y_2}{Y}$$

(例) : 出向前の賃金（X） : 200,000円
支給対象期の賃金（Y） : 220,000円
出向元事業主の負担額（ y_1 ） : 88,000円
出向先事業主の負担額（ y_2 ） : 132,000円

⇒ 出向元事業主の賃金部分助成対象額

$$200,000 \times \frac{88,000}{220,000} = 80,000 \text{円}$$

⇒ 出向先事業主の賃金部分助成対象額

$$200,000 \times \frac{132,000}{220,000} = 120,000 \text{円}$$

STEP4 「出向前の賃金（X）」 \geq 「支給対象期の賃金（Y）」の場合

- 出向元事業主については、その負担した額（y 1）が賃金部分助成対象額となります。
- 出向先事業主については、その負担した額（y 2）が賃金部分助成対象額となります。

(※) $Y = y_1 + y_2$ となります。

(例)	出向前の賃金（X）	: 200,000円
	支給対象期の賃金（Y）	: 180,000円
	出向元事業主の負担額（y 1）	: 60,000円
	出向先事業主の負担額（y 2）	: 120,000円
	⇒ 出向元事業主の賃金部分助成対象額	: 60,000円
	出向先事業主の賃金部分助成対象額	: 120,000円

なお、これらの計算については、支給申請書類の「様式第6号（4）支給対象者別支給額算定調書」③～⑫欄により求めることができます（厚生労働省HPに、自動計算の「様式第6号（4）支給対象者別支給額算定調書」を掲載していますので、ご活用ください。）。

出向運営経費に対する助成額の算定方法について

本助成金の支給対象となる出向運営経費は1人1日当たり12,000円（出向元事業主と出向先事業主の負担額の合計）が上限額となります。このため、次により、支給対象期間中に要した出向運営経費とその上限額の比較を行うことが必要となります。

STEP1

- 上記「出向運営経費のうち賃金部分の助成対象額の算定方法」により算定した賃金部分助成対象額と（1）②～⑤を出向元事業主および出向先事業主でそれぞれ別に合計し、出向元事業主および出向先事業主それぞれで該当する助成率（（2））を乗じ、それぞれで得た額を合計してください（この計算で算出した額をZとします。）。

Z =

$$\begin{aligned} & (\text{出向元事業主の賃金部分助成対象額} + \text{出向元事業主が負担した (1) ②～⑤の総額}) \\ & \quad \times (\text{出向元事業主に適用される助成率}) \\ & + \\ & (\text{出向先事業主の賃金部分助成対象額} + \text{出向先事業主が負担した (1) ②～⑤の総額}) \\ & \quad \times (\text{出向先事業主に適用される助成率}) \end{aligned}$$

STEP2

- STEP1で計算したZと上限額を比較します。

Zと上限額（12,000円に支給対象期中の当該出向労働者に係る出向先事業所における実労働日数を乗じて得た額）を比較します。（例えば出向先事業所における実労働日数が20日間の場合、12,000（円／日）×20日=240,000円が上限額となります。）

Zが上限額を超える場合には、出向元事業主と出向先事業主が負担した割合に応じて、1人1日当たり12,000円を按分して支給額が決定されることとなります。

⇒ STEP3へ進んで下さい。

- Zが上限額を超えない場合には、Zの額のうち、出向元事業主と出向先事業主それぞれが負担した額にそれぞれの助成率を乗じて得た額が、出向運営経費の支給額となります。

STEP3

- Z>上限額の場合の出向運営経費の支給額を次のとおり計算します。

- 支給対象期中に出向労働者に係る出向運営経費として、出向元事業主と出向先事業主がそれぞれ負担した割合に応じて、1人1日当たり12,000円を按分することで出向元事業主と出向先事業主それぞれの支給額が決定されることとなります。具体的には次のとおりです。

$$\text{出向元事業主の支給額} \cdots \cdots \cdot \text{上限額} \times \frac{\text{Zのうち出向元事業主が負担した額}}{Z}$$

$$\text{出向先事業主の支給額} \cdots \cdots \cdot \text{上限額} \times \frac{\text{Zのうち出向先事業主が負担した額}}{Z}$$

(例) 上限額=12,000円×20日=240,000円

$$Z = 300,000\text{円}$$

(負担割合 出向元事業主：出向先事業主=100,000円：200,000円)

$$\text{出向元事業主の支給額} \cdots \cdots \cdot 240,000\text{円} \times \frac{100,000\text{円}}{300,000\text{円}} = 80,000\text{円}$$

$$\text{出向先事業主の支給額} \cdots \cdots \cdot 240,000\text{円} \times \frac{200,000\text{円}}{300,000\text{円}} = 160,000\text{円}$$

なお、これらの計算については、支給申請書類の「様式第6号(4) 支給対象者別支給額算定調書」⑬～⑯欄、出向元助成金額（支給上限額）欄及び出向先助成金額（支給上限額）欄で求めることができます。

(4) 出向に際してあらかじめ要する経費（出向初期経費）の助成額

出向元事業所または出向先事業所において、対象労働者ごとの出向開始日までに出向労働者に対して要した次の①～⑧のいずれかの経費を要する措置を実施した場合には、出向初期経費の支給対象となります（出向初期経費については、出向初期経費報告書（共通）（様式第6号別紙）をご提出ください。原則確認書類は不要ですが、審査において各都道府県労働局長が求める書類を提出いただく場合があります。）。

ただし、独立性が認められない事業主間で行う出向の場合は出向初期経費の支給対象となりません。

- ① 出向先事業主の負担する、出向先事業所における出向労働者に係る什器・OA環境整備費用、被服費等の初度調弁費用にあたる経費（事務用消耗品（各種用紙、文房具等でその性質が長期の使用に適しないもの）を除く）
- ② 出向元事業所および出向先事業所の職場見学、業務説明会の実施に要する経費

- ③ 出向元事業所と出向先事業所の間で行われる出向労働者の労働条件、スケジュールの調整に要する経費
- ④ 出向元事業所および出向先事業所の就業規則等の整備・改正に要する経費
- ⑤ 出向元事業所および出向先事業所の出向契約書の作成・締結に要する経費
- ⑥ 出向元事業所および出向先事業所における教育訓練に要する経費
- ⑦ 出向労働者の転居に係る経費（事業主がその全部または一部を負担する場合に限る）
- ⑧ ①～⑦の他、出向の成立に要すると認められる経費

助成額は、同一の事業主において出向労働者1人につき1度限りで、100,000円となります（なお、出向元事業主について次のアに該当する場合、また、出向先事業主について次のイに該当する場合には、50,000円の上乗せを行い、150,000円となります。）。

ア （出向元事業主の要件）次の(ア)または(イ)のいずれかに該当すること

- (ア) 出向元事業所の業種の大分類（※）が次のa～cのいずれかに該当すること
 - a 運輸業、郵便業（大分類H）
 - b 宿泊業、飲食サービス業（大分類M）
 - c 生活関連サービス業、娯楽業（大分類N）

(イ) 出向元事業所の生産指標の最近3か月間（計画届を提出する月の前月から前々々月まで）の月平均値が前年同期に比べ20%以上減少していること

イ （出向先事業主の要件）出向先事業所の業種の大分類が出向元事業所と異なるものであること

※P.20 の日本標準産業分類における大分類を参照してください。

（5）出向運営経費及び出向初期経費の対象となる教育訓練

出向運営経費((1)(4))及び出向初期経費((4)(6))の対象となる教育訓練は次のア及びイを満たすものです。また、出向運営経費の算定の対象となるのはウの経費です。

ア 訓練の実施者

次の①、②のいずれかまたは両方によって行うOff-JTであること（Off-JTは対象になりません）。

① 事業所内訓練

出向先事業主（出向初期経費の場合は出向元事業主または出向先事業主）自らが主催し、事業所内において集合形式で実施する訓練（外部講師の活用や社外の場所で行われる訓練であっても、出向先事業主が企画し主催したものは事業所内訓練とします）

② 事業所外訓練

公共の職業能力開発施設、学校教育法上の教育機関、各種学校、専修学校、認定職業訓練施設、その他事業主団体等が主催している訓練

イ 訓練の内容

訓練内容が、次の①～⑧のいずれにも該当するものであること。

- ① 出向先事業所における職業に関する知識と技能等を高め、職場への適応性を高めるためのものであること。具体的には出向労働者の出向先事業所における職務の遂行に必要となる技能・知識の向上を図ることであること。（例：出向先事業所で必要となる技能・ビジネススキル習得に係る訓練等）
- ② 趣味教養と区別のつかないものではないこと。
- ③ 通信教育・eラーニングによるものではないこと。
- ④ 職業又は職務の種類を問わず、職業人として共通して必要となるものでないこと。
(例：接遇・マナー講習、パワハラ・セクハラ研修、メンタルヘルス研修 等)

- ⑤ 海外で実施するものでないこと。
- ⑥ 指導員又は講師が不在のまま自習（ビデオ等の視聴を含む。）を行うものでないこと。
- ⑦ 通常の生産ラインにて実施されるものなど、通常の生産活動と区別がつかないもの又は教育訓練過程で生産されたものを販売等することにより利益を得るものでないこと（アの①の訓練の場合のみ。）。
- ⑧ 専修学校専門課程教員、職業訓練指導員免許取得者又はこれらと同等以上の能力を有する者により実施されるものであること。

※ イについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、集合研修等の実施が難しい状況であることに鑑み、以下の取り扱いを行います。

- ・ ⑥について、自宅などで行う学習形態の訓練（サテライトオフィス等での教育訓練）も可能です。
- ・ ⑧について、自宅等でインターネット等を用いた双方向での訓練を実施するなど、通常と異なる形態で実施する場合には、社内において、自社職員である指導員が、一般的に教育的立場にあり、一定程度の知識、実務経験を有するならば、当該指導員による訓練も可能です。
- ・ 上記の取扱により自宅などで行う学習形態の訓練については、片方向受講・双方向受講いずれも可能です。但し、訓練実績については、カリキュラム及び習熟度が把握できるレポート等を提出していただきます。（特に、自宅等で実施した訓練については、出向労働者に具体的にレポートを記載していただく必要があります）

ウ 出向運営経費の算定の対象となる経費

出向運営経費の算定の対象となる教育訓練経費（職業訓練を行うための施設設備の整備に要する費用、繰り返し活用できる教材等で既に他の助成金の支給対象とされたことのあるもの及び職業訓練以外の生産ライン又は就労の場で汎用的に用いるもの等に係る経費を除く。）については、次の①及び②によって算定した額（支給申請までに支払いが終了しているものに限る）です。

① 事業所内訓練の場合

次のa～cの合計額を、支給対象期における総受講者数（出向労働者でない者を含む。）の値で除して1人当たりの額を算出します。

- a 外部講師（社外の者に限る。）の謝金・手当（所得税控除前の金額）に係る実費。
ただし、1時間当たり3万円を限度とします。
また、外部講師の旅費、車代、食費及び宿泊費並びに「経営指導料・経営協力料」等のコンサルタント料に相当するものは対象となりません。

- b 施設・設備の借上費に係る実費

教室、実習室、ホテルの研修室の会場使用料及びマイク、OHP、ビデオ、スクリーン等訓練で使用する備品の借料であって、出向に係る訓練のみに使用したことが確認できるものに限ります。

- c 教科書・教材費に係る実費

学科若しくは実技の訓練を行う場合に購入したもの又は出向に係る訓練のみで使用するものとして作成したもの。

② 事業所外訓練の場合

入学料、受講料、受験料、教科書代等に係る実費。ただし、あらかじめ受講案内等で定められており、受講に際して必要となる経費に限ります。

日本標準産業分類

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）（平成 26 年 4 月 1 日施行）

大分類 A 農業、林業 中分類 0 1 農業 中分類 0 2 林業	大分類 G 情報通信業 中分類 3 7 通信業 中分類 3 8 放送業 中分類 3 9 情報サービス業 中分類 4 0 インターネット附隨サービス業 中分類 4 1 映像・音声・文字情報制作業	大分類 L 学術研究、専門・技術サービス業 中分類 7 1 学術・開発研究機関 中分類 7 2 専門サービス業（他に分類されないもの） 中分類 7 3 広告業 中分類 7 4 技術サービス業（他に分類されないもの）
大分類 B 漁業 中分類 0 3 漁業（水産養殖業を除く） 中分類 0 4 水産養殖業		
大分類 C 鉱業、採石業、砂利採取業 中分類 0 5 鉱業、採石業、砂利採取業	大分類 H 運輸業、郵便業 中分類 4 2 鉄道業 中分類 4 3 道路旅客運送業 中分類 4 4 道路貨物運送業 中分類 4 5 水運業 中分類 4 6 航空運輸業 中分類 4 7 倉庫業 中分類 4 8 運輸に付帯するサービス業 中分類 4 9 郵便業（信書使事業を含む）	大分類 M 宿泊業、飲食サービス業 中分類 7 5 宿泊業 中分類 7 6 飲食店 中分類 7 7 持ち帰り・宅配飲食サービス業
大分類 D 建設業 中分類 0 6 総合工事業 中分類 0 7 職別工事業 中分類 0 8 設備工事業		大分類 N 生活関連サービス業、娯楽業 中分類 7 8 洗濯・理容・美容・浴場業 中分類 7 9 その他の生活関連サービス業 中分類 8 0 娯楽業
大分類 E 製造業 中分類 0 9 食品製造業 中分類 1 0 飲料・たばこ・飼料製造業 中分類 1 1 繊維工業 中分類 1 2 木材・木製品製造業（家具を除く） 中分類 1 3 家具・装備品製造業 中分類 1 4 パルプ・紙・紙加工品製造業 中分類 1 5 印刷・同閲連業 中分類 1 6 化学工業 中分類 1 7 石油製品・石炭製品製造業 中分類 1 8 プラスチック製品製造業（別系を除く） 中分類 1 9 ゴム製品製造業 中分類 2 0 なめし革・銅製品・毛皮製造業 中分類 2 1 烟草・土石製品製造業 中分類 2 2 鉄鋼業 中分類 2 3 非鉄金属製造業 中分類 2 4 金属製品製造業 中分類 2 5 はん用機会器具製造業 中分類 2 6 生産用機械器具製造業 中分類 2 7 業務用機械器具製造業 中分類 2 8 電子部品・デバイス・電子回路製造業 中分類 2 9 電気機械器具製造業 中分類 3 0 情報通信機械器具製造業 中分類 3 1 輸送用機械器具製造業 中分類 3 2 その他の製造業	大分類 O 教育、学習支援業 中分類 8 1 学校教育 中分類 8 2 その他の教育、学習支援業	
大分類 F 電気・ガス・熱供給・水道業 中分類 3 3 電気業 中分類 3 4 ガス業 中分類 3 5 熱供給業 中分類 3 6 水道業	大分類 I 卸売業、小売業 中分類 5 0 各種商品卸売業 中分類 5 1 繊維・衣服等卸売業 中分類 5 2 飲食料品卸売業 中分類 5 3 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 中分類 5 4 機械器具卸売業 中分類 5 5 その他の卸売業 中分類 5 6 各種商品小売業 中分類 5 7 織物・衣服・身の回り品小売業 中分類 5 8 飲食料品小売業 中分類 5 9 機械器具小売業 中分類 6 0 その他の小売業 中分類 6 1 無店舗小売業	大分類 P 医療、福祉 中分類 8 3 医療業 中分類 8 4 保健衛生 中分類 8 5 社会保険・社会福祉・介護事業
	大分類 J 金融業、保険業 中分類 6 2 銀行業 中分類 6 3 共同組織金融業 中分類 6 4 貸業、クレジットカード等非預金信用機関 中分類 6 5 金融商品取引業、商品先物取引業 中分類 6 6 補助的金融業等 中分類 6 7 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	大分類 Q 複合サービス事業 中分類 8 6 郵便局 中分類 8 7 協同組合（他に分類されないもの）
	大分類 K 不動産業、物品賃貸業 中分類 6 8 不動産取引業 中分類 6 9 不動産賃貸業・管理業 中分類 7 0 物品賃貸業	大分類 R サービス業（他に分類されないもの） 中分類 8 8 廃棄物処理業 中分類 8 9 自動車整備業 中分類 9 0 機械等修理業（別掲を除く） 中分類 9 1 職業紹介・労働者派遣業 中分類 9 2 その他の事業サービス業 中分類 9 3 政治・経済・文化団体 中分類 9 4 宗教 中分類 9 5 その他のサービス業 中分類 9 6 外国公務
		大分類 S 公務（他に分類されるものを除く） 中分類 9 7 国家公務 中分類 9 8 地方公務
		大分類 T 分類不能の産業 中分類 9 9 分類不能の産業

5 併給調整

本助成金は、出向における支給対象期について、次に該当する場合は、支給対象となりません。

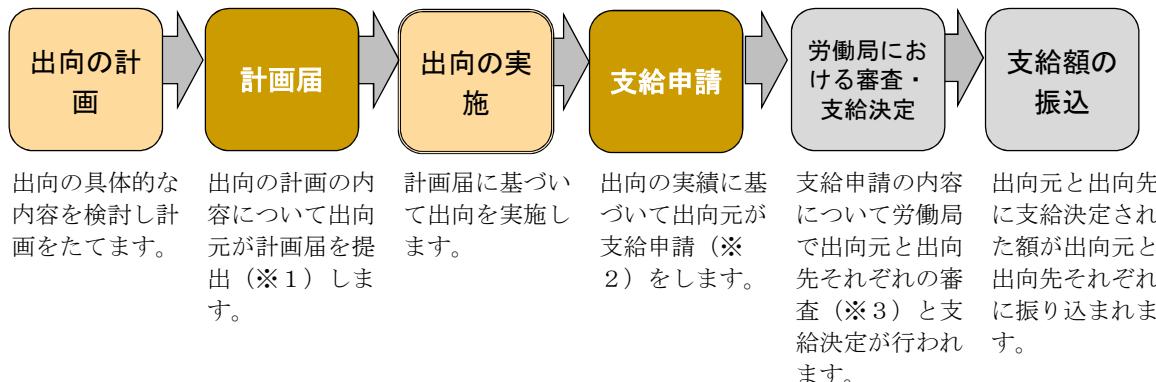
- (1) 同一の賃金の支出について、他の助成金を受給している場合。
- (2) 同一の教育訓練等における経費支出について、他の助成金を受給している場合。

本助成金とは別に、他の助成金を受けている場合や、他の助成金を受けようと考えている場合は、最寄りのハローワークまたは労働局にご相談ください。

第Ⅲ部 受給の手続き

1 受給の手続きの流れ

本助成金の受給の手続きは、原則次のような流れとなります。



- (※1) 本助成金は出向元事業主が出向先事業主の作成した書類を含めて都道府県労働局で手続きを行うこととなります（出向元事業主と出向先事業主がそれぞれ別々に計画の提出および支給申請を行うことはできませんので、ご注意ください。）。
- (※2) 出向元事業主が計画届提出時に出向先事業所ごとに選択した支給申請頻度毎に支給申請することとなります。
- (※3) 本助成金は出向元事業主および出向先事業主がいずれも支給要件を満たす場合に支給されるため、出向元事業主または出向先事業主のいずれか一方が支給要件を満たさない場合には、もう一方が支給要件を満たしていたとしても、双方が不支給となりますので、事前に支給要件等をよくご確認の上、計画届の提出及び支給申請をおこなってください。

なお計画届の提出や支給申請の窓口は、原則として都道府県労働局ですが、ハローワークにおいて書類の受付を行う場合もあります。最寄りの労働局またはハローワークへお尋ねください。

また、計画届の提出および支給申請は、下記のオンラインでも受け付けておりますので、そちらもご利用ください。

【雇用調整助成金・産業雇用安定助成金オンライン受付システム】

<https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>

2 出向の計画

出向を実施するに当たって、まず出向をどのように行うか、具体的によく検討して計画をたてましょう。

出向元事業所と出向先事業所の間や出向労働者との間で行う調整のポイント

- 1 出向元事業所において、出向労働者に対して、**出向前に出向に関して本人の同意を得ておく必要があるとともに、出向先事業所での労働条件を明示することが必要になります。**
また、出向元事業主と労働組合等との間で、出向協定を結ぶ必要があります。出向協定で特に確認を行うべき内容については、P. 27をご参照ください。
※ 出向元事業主と出向先事業主における賃金の負担割合は、合理的なものになるようにしてください。
- 2 出向前に出向元事業主と出向先事業主の間で、出向契約を締結することが必要になります。出向契約で特に確認を行うべき内容については、P. 28をご参照ください。

出向先を探す方法

(公財) 産業雇用安定センターでは、全国 47 都道府県に設置した地方事務所において、企業間の出向の斡旋を無料で行っています。

具体的には、

- ① 民間企業から出向している協力員による企業訪問
- ② 企業間の情報交換会議の開催
- ③ 出向者の送しあいおよび受け入れに係る情報を収集した上で、企業間の出向に関する話し合いの場の設定等をハローワークや経済団体等と連携しながら行っています。

詳しくは、産業雇用安定センターのホームページ (<http://www.sangyokoyo.or.jp/>) をご覧ください。

(※) 本助成金の計画届の提出や支給申請の窓口は、都道府県労働局またはハローワークであり、(公財) 産業雇用安定センターではありません。ご注意ください。

(※) 産業雇用安定センターが斡旋していない出向についても、支給対象となります。

3 計画届の手続き

(1) 計画届

ア 計画届の内容

本助成金の支給を受けるためには、出向元事業主が出向先事業主の作成した書類を含めて支給の対象となる出向の内容を事前に都道府県労働局またはハローワークへ届け出ることが必要であり、「出向実施計画(変更)届(出向元事業主)」(様式第1号)および「出向実施計画(変更)届(出向先事業主)」(様式第2号)に4(1)「計画届(変更届)に必要な書類」(P.24)の書類を添付して提出して下さい。

事前に計画届の提出のない出向については、本助成金の支給対象となりません。

イ 計画届の提出期日

計画届の提出は出向を開始する前日まで(可能であれば2週間前までを目処)に行います。ただし、計画届に記載できる対象労働者は3(1)ウ「計画届に記載できる対象労働者の出向時期」(P.24)に該当する対象労働者に限ります。

また、出向元事業所の事業活動の状況に関する申出書(様式第3号)、出向先事業所の雇用指標の状況に関する申出書(様式第4号)およびP.26「イ 確認書類(2)(事業所の状況に関する書類)」については、計画届を出した日から起算して1ヶ月を経過する日または初回の支給申請書の提出日のいずれか早い日までに提出することができます(※)。

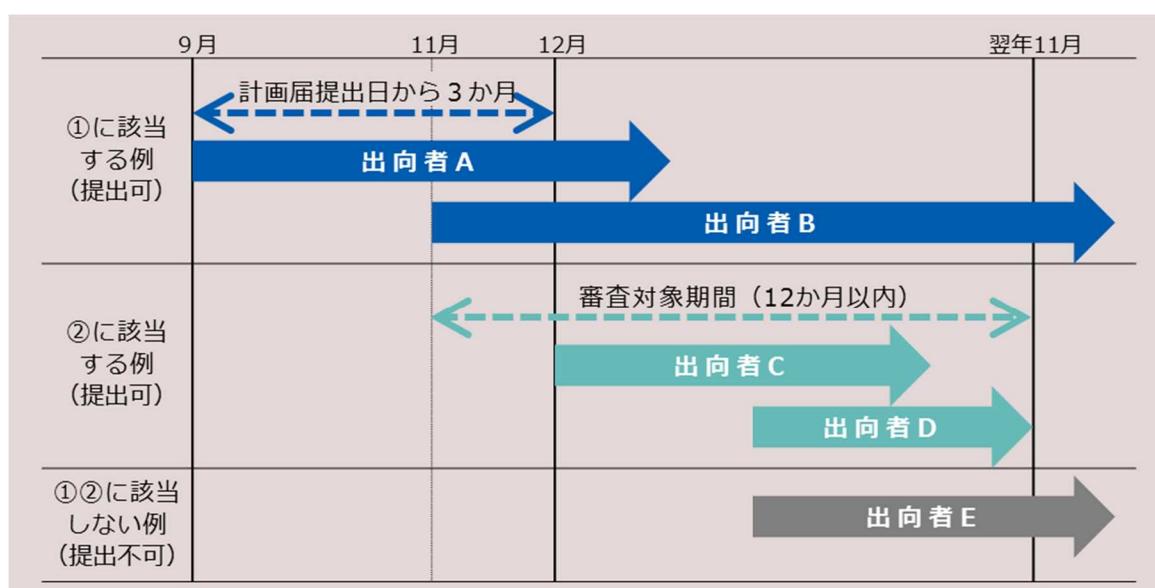
※ 計画届の審査は全ての書類の提出後となりますので、提出期限に関わらず可能な限りお早めにご提出ください(審査の結果、支給対象とならない場合があります)。また、雇用調整助成金・産業雇用安定助成金オンライン受付システムにて計画届を提出する場合は、必ずシステムの「連絡事項」欄に計画届の提出期日までに当該書類を提出できない旨を記載してください。

ウ 計画届に記載できる対象労働者の出向時期

計画届を提出する際に、出向先事業所別調書(様式第1号別紙1)の②欄に記載できる対象労働者は、次の①または②のいずれかに該当する者となります。

- ① 出向開始日が計画届の提出日から起算して3ヶ月以内の者
- ② 出向終了予定日が、①に該当する者のうち、出向開始日の最も遅い者の出向開始日から起算して12ヶ月(以下「審査対象期間」といいます)以内の者

〈例〉(計画届の提出日は8月31日)



(2) 変更届

ア 変更届の内容

既に提出した「出向実施計画(変更)届(出向元事業主)」または「出向実施計画(変更)届(出向先事業主)」の内容に変更があった場合、「出向実施計画(変更)届(出向元事業主)」または「出向実施計画(変更)届(出向先事業主)」を変更届として用い、4(1)「計画届(変更届)に必要な書類」(P. 24)の書類を添付して提出してください。

なお、出向先事業所の増加・変更、出向労働者の変更・出向労働者数の増加、出向実施予定期間の延長、賃金類型および支給申請頻度以外の点について変更が生じた場合は変更届の提出を省略できます。

また、出向労働者数の増加、出向実施予定期間の延長により、出向先事業所ごとに労働者の出向終了日が審査対象期間(3(1)ウ「計画届に記載できる対象労働者の出向時期」(P. 23))の末日を超える変更届を提出する場合は改めて、

- ・出向元事業所は生産量要件(第Ⅱ部1(1)イ「事業活動の縮小」とは)(P. 4))
- ・出向先事業所は雇用量要件(第Ⅱ部1(2)②「雇用量の減少がないこと」(P. 5))を満たすことを確認します。

ただし、令和4年8月1日より前に提出された計画届について、令和4年8月1日以降最初に、出向労働者数の増加又は出向期間の延長に係る変更を届け出る場合は、対象労働者の出向終了日に関わらず上記の確認を行います。

イ 提出の期日

出向の内容の変更が発生する日のうち最も早い日から起算して3か月前の日から前日までに提出することが必要です。ただし、変更届に記載できる対象労働者についても、計画届と同様に3(1)ウ「計画届に記載できる対象労働者の出向時期」(P. 23)に該当する対象労働者に限ります。

4

計画届に必要な書類

計画届に必要な書類は以下のとおりです。本助成金を受給しようとする出向元事業主および出向先事業主は、これらの書類を整備・保管し、計画届の提出に当たって、出向元事業主が出向先事業主の書類を合わせて労働局等に提出するとともに、労働局等から提出を求められた場合にそれに応じて速やかに提出することが必要です。

出向元事業主が計画届の提出を行う場合、出向先事業所の分については、出向先事業主に協力を求めて提出して下さい。この際、個人情報等の取り扱いについては十分ご留意ください。

なお、提出した書類は支給決定されてから5年間保存しなければなりません。

(1) 計画届(変更届)に必要な書類

次の書類以外にも、各都道府県労働局長が求める書類を提出いただく場合があります。

書類の種類		提出時期	電子媒体 (※2)	出向先が 地方公共団体 の場合
様式第1号	出向実施計画(変更)届(出向元事業主)	●		●
様式第1号別紙1	出向先事業所別調書※4	○	○	○
様式第1号別紙2	出向初期経費に係る計画届(出向元事業所)	※1	○	※1

様式第2号	出向実施計画(変更)届（出向先事業主）※5	●		●
様式第2号別紙	出向初期経費に係る計画届（出向先事業所）	※1	○	※3
様式第3号	出向元事業所の事業活動の状況に関する申出書	◎ (☆1)		◎ (☆1)
様式第4号	出向先事業所の雇用指標の状況に関する申出書	◎ (☆1)		※3
様式第5号	産業雇用安定助成金 出向に係る本人同意書	◎		◎
確認書類(1)	出向協定に関する書類	◎	○	◎
確認書類(2)	事業所の状況に関する書類	◎	○	◎
確認書類(3)	出向契約に関する書類	◎	○	◎

● 計画時及び変更時に提出が必要な書類

◎ 計画時に提出した後は、内容に変更があった場合に提出する書類
(出向協定書は失効した場合に改めて提出する)

※1 該当する場合に提出する書類

※2 複数枚渡る場合は、ファイル（形式：txt、csv、PDF）が入ったCD及びDVDの形でもご提出いただけます。
その場合は、書類毎にファイルをお分けいただいた上で、内1～2枚を見本として印刷の上、ご提出ください。

※3 作成は不要です。

※4 公益の目的のために大量の被保険者を出向させる場合については、出向先事業所別調書（公益特例用）（様式公特第1号別紙1）を提出してください。

※5 公益の目的のために大量の被保険者を出向させる場合については、出向実施計画（変更）届（出向先事業主）（公益特例用）（様式公特第2号）提出してください。

(☆1) 出向労働者の追加や出向期間の延長に伴い、出向先事業所ごとに労働者の出向終了日が審査対象期間（3（1）ウ「計画届に記載できる対象労働者の出向時期」（P.23））の末日を超える変更届を提出する場合に添付が必要です。これにより、変更届の提出日の属する月の前月において改めて、
・出向元事業所は生産量要件（第Ⅱ部1（1）イ「事業活動の縮小」とは」（P.4））
・出向先事業所は雇用量要件（第Ⅱ部1（2）②「雇用量の減少がないこと」（P.5））
を満たすことを確認します。なお、原則として、初めて計画届を提出した際に利用した生産指標は変更できません。

例：同一の出向先事業所について、次の①から③の届け出を行った場合

①令和4年8月31日計画届提出 出向労働者 計3名

出向労働者A 出向期間令和4年9月1日～令和5年2月28日

出向労働者B 出向期間令和4年11月1日～令和5年3月31日

出向労働者C 出向期間令和4年12月1日～令和5年3月31日

⇒審査対象期間はBの出向開始日から起算して12か月となるため、

令和4年11月1日～令和5年10月31日となります。

②令和4年10月20日変更届提出 追加出向労働者 計1名

出向労働者D 出向期間令和5年1月1日～令和5年9月30日

⇒Dの出向終了日が、①の審査対象期間の末日（令和5年10月31日）を超えないため、改めて生産量要件や雇用量要件の確認は行いません。添付書類の提出も不要です。また、審査対象期間は初回の計画届時点（①の審査対象期間）から変更されません。

③令和5年3月20日変更届提出 追加出向労働者 計1名

出向労働者E 出向期間令和5年4月1日～令和6年3月31日

⇒Eの出向終了日が、①の審査対象期間の末日（令和5年10月31日）を超えるため、改めて生産量要件や雇用量要件の確認を行います。また、確認後の審査対象期間はEの出向開始日から起算して12か月となるため、令和5年4月1日～令和6年3月31日に変更されます。

また、出向初期経費の上乗せ（第Ⅱ部4（4）「出向に際してあらかじめ要する経費（出向初期経費）の助成額」（P.17））に係る生産指標の確認は、変更により出向労働者が追加される場合に当該

出向労働者に対する出向初期経費の上乗せの判断に用いますが、既に提出された計画届に記載された出向労働者に対する出向初期経費に対して改めて上乗せの判断を行いません。

なお、計画届の提出月と同月に変更を行う場合は、比較する月に変更がないため、改めての判断は行いません。

例1：令和3年3月18日計画届提出 出向労働者 計3名

出向労働者A 出向期間令和3年4月1日～令和4年3月31日

出向労働者B 出向期間令和3年4月1日～令和3年9月30日

出向労働者C 出向期間令和3年10月1日～令和4年3月31日

⇒上乗せ判断はA、B、Cの全員について計画届提出時点で行います。

例2：令和3年3月18日計画届提出 出向労働者 計2名

出向労働者A 出向期間令和3年4月1日～令和4年3月31日

出向労働者B 出向期間令和3年4月1日～令和3年9月30日

令和3年9月17日変更計画届提出 追加出向労働者 計1名

出向労働者C 出向期間令和3年10月1日～令和4年3月31日

⇒上乗せ判断はA、Bは計画届の提出時点、Cは変更計画届の提出時点で行います。

ア 確認書類(1)（労働組合等との協定書）

① 出向の実施について労働組合等との間で締結した協定書

「出向協定書」（P. 27に示す事項が記載されていることが必要）

② 労働者代表の確認のための書類

出向協定書に氏名等を記載した労働組合等の代表が、当該事業所における労働者の過半数を代表するものであるかを確認できる「組合員名簿」「労働者代表選任書」「委任状」などの書類

イ 確認書類(2)（事業所の状況に関する書類）

① 生産指標の確認のための書類（出向元事業主のみ）

生産量要件（第Ⅱ部1（1）イ「「事業活動の縮小」とは」（P. 4））を確認できる「月次損益計算書」「総勘定元帳」「生産月報」などの書類。

② 受け入れている派遣労働者の人数の確認のための書類（派遣労働者を受け入れている場合）（出向先事業主のみ）

雇用量要件（第Ⅱ部1（2）②「「雇用量の減少がない」こと」（P. 5））を確認できる「派遣先管理台帳」の写し等の書類

③ 所定の労働日・労働時間・休日や賃金制度の確認のための書類

事業所ごとに定められている、所定労働日・所定休日・所定労働時間等や、賃金締切日等の賃金制度の規定を確認できる「就業規則」「給与規定」などの書類

④ 事業所の概況と中小企業に該当しているかの確認のための書類

中小企業に該当する場合に、次の書類を提出いただくことがあります。

a 事業内容と資本金を確認できる「会社案内パンフレット」「法人税確定申告書」などの書類

b 常時雇用する労働者の人数を確認できる「労働者名簿」「会社組織図」などの書類

⑤ 出向元事業主および出向先事業主の確認のための書類

出向元事業主および出向先事業主との間で資本的、経済的、組織的に独立していることが確認できる、出向元事業主の「会社案内パンフレット」、「定款」、「株主名簿」などの書類

中小企業と大企業

中小企業とは次に該当する企業をいい、大企業とは中小企業に該当しないものをいいます。

小売業（飲食店を含む）	資本金 5,000万円以下又は従業員 50人以下
サービス業	資本金 5,000万円以下又は従業員 100人以下
卸売業	資本金 1億円以下又は従業員 100人以下
その他の業種	資本金 3億円以下又は従業員 300人以下

ウ 確認書類(3)（出向契約に関する書類）

① 出向の実施について出向元事業主と出向先事業主との間で締結した出向契約書

「出向契約書」（P. 28に示す事項が盛り込まれていること）

※ 独立性が認められない事業主間で行う出向の場合は、P. 28に示す事項が盛り込まれた任意の様式で差し支えありません。

組合等と締結する「出向協定書」に必要な記載事項

「出向協定書」は次の(1)～(4)について記載する必要があります。（記載例 P. 43）

ただし、独立性が認められない事業主間で行う出向の場合は、(1)～(5)について記載する必要があります。

(1) 出向先の事業所の名称、所在地、事業の種類及び事業主の氏名（法人の場合は代表者の氏名）

(2) 出向実施予定期・期間

出向を実施する予定の時期（始期及び終期）とその期間（年月数）について定める。

出向労働者が複数おり時期・期間のパターンが複数ある場合や、協定の締結段階で具体的な出向労働者が未確定であるなどの理由で時期・期間を確定できない場合は、時期・期間の最大幅およびその範囲内での各出向労働者の出向期間（1か月以上2年以内に限る）を定めることも可能。

(3) 出向期間中および出向終了後の処遇

a 出向の形態と雇用関係

出向元事業所の従業員たる地位を保有しつつ、出向先事業所において勤務する形態（その場合、出向元事業所においては出向期間中、休職扱いとすることが定められているもの（部分出向である場合を除く。）に限る。）であることを定める。

b 出向期間中の賃金

出向期間中の賃金額の決定方法と出向前に比べた水準、賃金の支払者等、出向労働者の立場からみて必要となる、賃金に係る事項を定める。

なお、出向元事業主と出向先事業主の間における賃金の負担・補助については、P. 31 の7類型のいずれかに該当する必要があるが、出向労働者に直接関係がないため「出向協定書」に定めることは任意である。

c 出向期間中のその他の労働条件

d 出向期間中の雇用保険の適用

出向労働者の出向期間中の雇用保険の適用を、出向元事業所と出向先事業所のいずれで行うかを定める。

なお労災保険は原則として出向先事業所で適用される。

e 出向終了後の処遇

出向終了後に出向労働者が出向元事業所に復帰（連続して他の事業所に出向した後に復帰する場合も含む。以下同じ）する予定であることおよび出向労働者が復帰した際の職務や賃金等について定める。

(4) 出向労働者の範囲及び人数

出向労働者の範囲については、出向元事業所の労働者のうち出向労働者となりうる者の所属する部署・部門または役職等を定める。また出向労働者の人数については、出向労働者が確定していればその確定数、未確定であればその概数を定める。

(5) 新型コロナウィルス感染症の影響による雇用維持を目的とした出向であり、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向であることが明示されていること。

出向元事業主と出向先事業主が締結する「出向契約書」に必要な記載事項

(イ) 出向元事業所および出向先事業所の名称と所在地

(ロ) 出向労働者ごとの出向実施時期・期間

出向を実施する時期（開始日および末日）とその期間（年月数）を、出向労働者ごとに定める。

(ハ) 出向中の待遇

a 出向の形態と雇用関係

出向元事業所の従業員たる地位を保有しつつ、出向先事業所において勤務する形態（その場合、出向元事業所においては出向期間中休職扱いとすることが定められているもの（部分出向である場合を除く。）に限る。）であることを明確化する。

b 出向期間中の賃金

賃金の支払者、支払方法その他賃金に関する事項

c 出向期間中のその他の労働条件

d 出向期間中の雇用保険の適用

出向労働者の出向期間中の雇用保険の適用を出向元事業所と出向先事業所のいずれで行うかを規定する。

(ニ) 出向元事業主および出向先事業主の間の賃金の負担・補助（P. 31）

(ホ) 出向期間終了後に出向元事業所に復帰すること

出向の実施にあたって本人の同意が必要です

本助成金の支給にあたっては、出向労働者本人が出向を行うことに同意していることが必要です。

そのため、出向元事業所は、出向元事業主と労働組合等との間で締結した協定書及び出向契約書に基づき、出向の実施についてすべての出向労働者に対し十分に説明をしてください。その上で、出向労働者本人が「産業雇用安定助成金 出向に係る本人同意書」（様式第5号）の必要事項を記載し、自署することで、本人の自由意志に基づいた同意を得てください。

特に、偽りその他の不正行為により、各出向労働者本人が、出向することについて同意していないにも関わらず、同意しているとして本助成金の支給を受けたり、受けようとする場合、また、出向期間が終わった後に出向元事業所へ復帰することとはなっていないにも関わらず、復帰することとして本助成金の支給を受けたり、受けようとする場合にも、不正受給に該当します。

5 支給申請の手続き

支給申請に必要な書類は次のとおりです。本助成金を受給しようとする事業主は、これらの書類を整備・保管し、支給申請に当たっては、出向元事業主が出向先事業主の作成する書類を合わせて労働局等に提出するとともに、労働局等から提出を求められた場合にそれに応じて速やかに提出することが必要です。

なお、提出した書類は支給決定されたときから5年間保存しなければなりません。

(1) 支給申請

ア 申請の内容

実施した出向について本助成金の支給申請を行うためには、「産業雇用安定助成金 支給申請書」(様式第6号(1))に下記6(1)の書類を添付して出向元事業主が都道府県労働局またはハローワークへ提出して下さい。

イ 申請の期日

支給申請は「支給対象期」(第Ⅱ部2(3)「支給対象期」(P.8))ごとに行います。

申請の期日は、「支給対象期」の末日の翌日から2か月以内です。なお、申請の期日の末日が行政機関の休日である場合は、その翌開庁日が期日となります。

出向初期経費については、原則その出向労働者にとって初めての支給申請の際に支給申請してください。

6 支給申請に必要な書類

(1) 支給申請に必要な書類

次の書類以外にも、各都道府県労働局長が求める書類を提出いただく場合があります。

書類の種類	提出時期	電子媒体 (※2)	出向先が 地方公共団体 の場合
様式第6号(1) 産業雇用安定助成金支給申請書 ※4	●		●
様式第6号別紙 産業雇用安定助成金出向初期経費報告書(共通)	※1	○	※3
様式第6号(2) 出向元事業所賃金補填額・負担額等調書(☆1)	●	○	●
様式第6号(3) 出向先事業所賃金補填額・負担額等調書(☆1)	●	○	●
様式第6号(4) 支給対象者別支給額算定調書(共通)	●	○	●
様式第6号(5) 支給要件確認申立書(産業雇用安定助成金) ※出向元事業主、出向先事業主がそれぞれ作成して下さい	●		※3
様式第7号(1) 雇用維持事業主申告書	※1		※1
様式第7号(2) 労働者派遣契約に係る契約期間遵守証明書	※1		※1
共通要領様式 支払方法・受取人住所届	※1		※3
確認書類(4) 出向の実績に関する書類	●	○	●
確認書類(5) 雇用維持要件の確認書類	●	○	●
確認書類(6) 中小企業に該当しているかの確認のための書類	※5	○	※3

● 每回提出する書類

- ※1 該当する場合に提出する書類
- ※2 複数枚渡る場合は、ファイル（形式：txt、csv、PDF）が入ったCD及びDVDの形でもご提出いただけます。
その場合は、書類毎にファイルをお分けいただいた上で、内1～2枚を見本として印刷の上、ご提出ください。
- ※3 作成は不要です。
- ※4 公益の目的のために大量の被保険者を出向させる場合については、産業雇用安定助成金支給申請書（公益特例用）（様式公特第6号(1)）を提出してください。
- ※5 支給申請時の出向元事業主または出向先事業主の企業規模が「中小」である場合で、計画届提出時、様式第1号または様式第2号の企業規模欄に「大」を選択していた場合に提出してください。

(☆1) 出向元事業主と出向先事業主の間の賃金の負担関係の7類型に応じて次の様式が必要です。

- a 出向元事業主が出向先事業主に対して賃金の全部または一部を補助する

【A型】 出向先事業主が出向労働者に対して賃金を支払う

出向元 自社負担分を出向先へ

出向先 自社負担分と出向元から提供された分を併せて労働者へ支払い

- ・様式第6号(2)a

- ・様式第6号(3)ab

- ・様式第6号(4)

【B型】 出向元事業主と出向先事業主の両方が出向労働者に対して賃金を支払う

出向元 自社負担分の一部を出向先へ、残りの分を労働者へ

出向先 自社負担分と出向元負担分を併せて労働者へ

- ・様式第6号(2)b

- ・様式第6号(3)ab

- ・様式第6号(4)

- b 出向元事業主が出向労働者に対して賃金を支払う

【C型】 出向元事業主が出向先事業主から賃金の全部または一部の補助を受ける

出向元 自社負担分と出向先負担分を併せて労働者へ

出向先 自社負担分を出向元へ

- ・様式第6号(2)cd

- ・様式第6号(3)c

- ・様式第6号(4)

【D型】 出向元事業主が出向先事業主から、賃金の一部の補助を受け、出向元事業主と出向先事業主の両方が出向労働者に対して賃金を支払う（出向元事業主から出向先事業主への賃金の補助はない）

出向元 自社負担分と出向先負担分を併せて労働者へ

出向先 自社負担分の一部を出向元へ、残りの分を労働者へ

- ・様式第6号(2)cd

- ・様式第6号(3)d

- ・様式第6号(4)

【E型】 出向元事業主と出向先事業主の両方が出向労働者に対して賃金を支払う（出向元事業主と出向先事業主間の賃金の補助はない）

出向元 自社負担分を労働者へ

出向先 自社負担分を労働者へ

- ・様式第6号(2)efg

- ・様式第6号(3)efg

- ・様式第6号(4)

【F型】 出向元事業主が出向労働者に対して全額賃金を支払う

出向元 全額自社負担で労働者へ

出向先 負担なし

- ・様式第6号(2)efg

- ・様式第6号(3)efg

- ・様式第6号(4)

- c 【G型】 出向先事業主のみが出向労働者に対して賃金を支払う

出向元 負担なし

出向先 全額自社負担で労働者へ

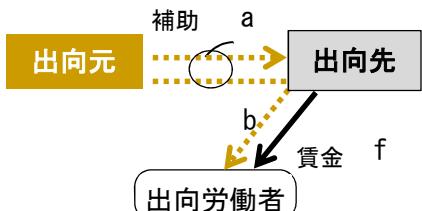
- ・様式第6号(2)efg

- ・様式第6号(3)efg

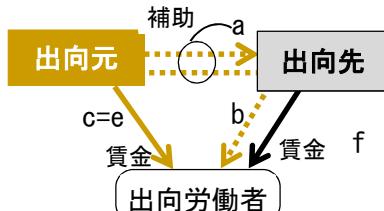
- ・様式第6号(4)

◆ 出向元事業主と出向先事業主の間の賃金の負担関係の7類型

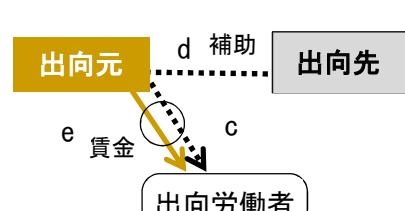
【A型】



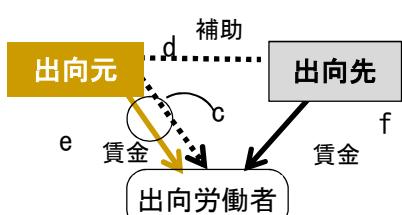
【B型】



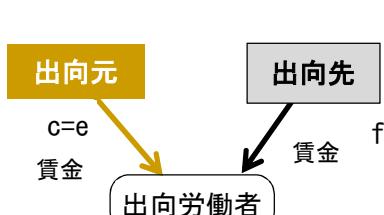
【C型】



【D型】



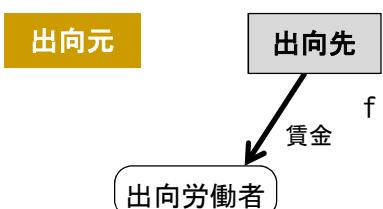
【E型】



【F型】



【G型】



a = 出向元事業主が出向先事業主に対して補助した（する）額

b = 出向先事業主が出向元事業主から補助を受けた（受ける）額のうち出向労働者の賃金に補填した（する）額

c = 出向元事業主が労働者に支払った額

d = 出向先事業主が出向元事業主に対して補助した（する）額

e = 出向元事業主が労働者に支払った額（C型、D型についてはうち、出向先事業主から補助を受けた（受ける）額のうち出向労働者の賃金に補填した（する）額を除いた額）

f = 出向先事業主が労働者に支払った額（A型、B型についてはうち、出向元事業主から補助を受けた（受ける）額のうち出向労働者の賃金に補填した（する）額を除いた額）

なお、両事業主の間での賃金補助（a 及び d）については、当該出向労働者の最後の支給対象期の支給申請期限以内に行ってください。

ア 確認書類(4) (出向の実績に関する書類)

- ① 出向の事実、出向の時期、出向労働者の人数、出向の形態と雇用関係及び雇用保険被保険者資格の確認のための書類

出向の形態と雇用関係に応じた次の書類

出向元事業所に雇用されていた各出向労働者が出向開始日以降に出向先事業所で実際に勤務してい

ること、出向先事業所での勤務状況、出向労働者の人数、出向の形態と雇用関係が確認できる、出向元事業所及び出向先事業所の「労働者名簿」「出勤簿」「タイムカード」「出向労働者台帳」などの書類

② 出向労働者の賃金の支払い状況等の確認のための書類

a 出向元事業主または出向先事業主が出向労働者の賃金の全部または一部を負担していることが確認できる書類（部分出向を行う場合の出向元事業所の書類は、出向先事業所で勤務を行う日に係る出向労働者の賃金に対して出向元事業主が負担した額を確認できるものに限る。）

(7) 出向労働者の賃金を出向元事業主が支払っている場合（B型・C型・D型・E型・F型）

出向元事業所の「賃金台帳」などの書類

(8) 出向労働者の賃金を出向先事業主が支払っている場合（A型・B型・D型・E型・G型）

出向先事業所の「賃金台帳」などの書類

(9) 出向労働者の賃金について出向元事業主と出向先事業主の間で補助している場合

（A型・B型・C型・D型）

「賃金補助額を証明する書類」（その額が証明されるものであれば書類の種類・名称・様式は問わない。出向元事業主・出向先事業主のいずれが作成したものでもよい。ただし月ごとの額が確認できるもの）

b 支給対象期の賃金額が出向前の賃金額に相当することを確認できる書類

(a) 各出向労働者に係る、出向開始日前1週間の総所定労働時間数・総所定労働日数を確認できる出向元事業所の「就業規則」などの書類

(b) 各出向労働者に係る、出向開始日前日現在の労働日に通常支払われる1時間当たりの賃金の額を確認できる（所定労働日・所定労働時間に対して支払われた基本賃金と、所定外労働等に対する賃金や諸手当が明確に区分されている）、出向元事業所の「賃金台帳」などの書類

(c) 各出向労働者に係る、支給対象期末日以前1週間の総所定労働時間数・総所定労働日数を確認できる出向元事業所または出向先事業所の「就業規則」などの書類

(d) 各出向労働者に係る、支給対象期末日現在の労働日に通常支払われる1時間当たりの賃金の額を確認できる（所定労働日・所定労働時間に対して支払われた基本賃金と、所定外労働等に対する賃金や諸手当が明確に区分されている）、出向元事業所または出向先事業所の「賃金台帳」などの書類

③ 賃金以外の出向運営経費を確認できる書類

(a) Off-JT 以外の場合

日ごとの出向運営経費の対象となる措置が確認できる書類（任意様式）および経費の支払いを確認できる領収書（写し）等の書類

(b) Off-JT を事業所内訓練で実施した場合

事業所内訓練でのOff-JTの実施に要した経費等を確認するための次の書類

・ 外部講師（社外の者に限る。）の謝金・手当（所得税控除前の金額）を支払ったことを確認するための書類（講師の略歴書等および領収書または振込通知書（写）。なお、領収書または振込通知書で具体的な内訳が確認できないときは請求内訳書）

・ 施設・設備の借上費を支払ったことを確認するための書類（領収書（写）（施設・設備借上費のわかるもの）または振込通知書（写）。なお、領収書又は振込通知書で具体的な内訳が確認できないときは請求内訳書）

・ 学科または実技の訓練を行う場合に必要な教科書・教材の購入または作成費を支払ったことを確認するための書類（領収書（品名、単価、数量を明記したもの）または振込通知書（写）。なお、領収書又は振込通知書で具体的な内訳が確認できないときは請求内訳書）

- ・ 訓練のカリキュラム及び実施日時、実施場所および実施日時ごとの受講者を確認するための書類（訓練の受講者名簿（訓練の実施日時および受講者の氏名、所属の事業所名が明記されたもの））
- ・ 自宅などで行う学習形態等の片方向受講の訓練については、カリキュラムおよび習熟度が把握できるレポート

(c) Off-JT を事業外訓練で実施した場合

事業所外訓練での Off-JT の実施に要した経費等を確認するための次の書類

- ・ 産業雇用安定助成金支給申請合意書（訓練実施者）（様式第 8 号）
- ・ 事業所外訓練での Off-JT の実施に要した経費等を確認するための次の書類

受講に際して必要となる入学料、受講料、教科書代等を支払ったことを確認するための書類（領収書または振込通知書（写）および受講料の案内（一般的に配布されているもの）。なお、領収書もしくは振込通知書の金額が講習案内等と異なるときは領収書もしくは振込通知書で内訳が確認できないときは請求内訳書）

- ・ 訓練のカリキュラムおよび実施日時、実施場所および実施日時ごとの受講者を確認するための書類（訓練の受講者名簿（訓練の実施日時および受講者の氏名、所属の事業所名が明記されたもの））
- ・ 自宅などで行う学習形態等の片方向受講の訓練については、カリキュラムおよび習熟度が把握できるレポート

イ 確認書類(5)（雇用維持要件の確認書類）

① 受け入れている派遣労働者の人数の確認のための書類（派遣労働者を受け入れている場合）

雇用維持事業主申告書（様式第 7 号（1））の確認ために必要な書類

- ・ 派遣先管理台帳の写し等の書類

ウ 確認書類(6)（中小企業に該当しているかの確認のための書類）

① 中小企業に該当する場合に、次の書類を提出いただくことがあります。

- 事業内容と資本金を確認できる「会社案内パンフレット」「法人税確定申告書」などの書類
- 常時雇用する労働者の人数を確認できる「労働者名簿」「会社組織図」などの書類

7

不正受給の防止

不正受給（偽りその他の不正行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受けたり、受けようとしています。）の防止を図るために、労働局においては、事業所に対し立ち入り検査等へのご協力をお願いするとともに、不正受給の事実が判明した場合には、事業主名の公表等厳しい対応を行っております。

第IV部 申請のための具体的な記載例

1 様式第1号 出向実施計画（変更）届（出向元事業主）	35
2 様式第1号別紙1 出向先事業所別調書	36
3 様式第1号別紙2 出向初期経費に係る計画届（出向元事業所）	38
4 様式第2号 出向実施計画（変更）届（出向先事業主）	39
5 様式第2号別紙 出向初期経費に係る計画届（出向先事業所）	40
6 様式第3号 出向元事業所の事業活動の状況に関する申出書	41
7 様式第4号 出向先事業所の雇用指標の状況に関する申出書	41
8 出向協定書	43
9 出向契約書	44
10 様式第5号 出向に係る本人同意書	46
11 様式第6号(1) 支給申請書	47
12 様式第6号(2) 出向元事業所賃金補填額・負担額調書	49
13 様式第6号(3) 出向先事業所賃金補填額・負担額調書	51
14 様式第6号(4) 支給対象者別支給額算定調書（共通）	53
15 様式第6号(5) 支給要件確認申立書（産業雇用安定助成金）	56
16 様式第6号別紙 出向初期経費報告書（共通）	57
17 様式第7号(1) 雇用維持事業主申告書	58
18 様式第7号(2) 労働者派遣契約に係る契約期間遵守証明書	59
【出向先が自治体の場合】	
19 様式第2号 出向実施計画（変更）届（出向先事業主）	60
20 様式第6号(1) 支給申請書	61
【独立性が認められない事業主間で行う出向の場合】	
21 出向協定書	62
22 様式第1号別紙1 出向先事業所別調書	63
23 様式第2号 出向実施計画（変更）届（出向先事業主）	64
24 様式第6号(1) 支給申請書	65
【公益特例】	
25 様式公特第1号別紙1 出向先事業所別調書	66
26 様式公特第2号 出向実施計画（変更）届（出向先事業主）	67
27 様式公特第6号(1) 支給申請書	68

※ 様式は厚生労働省HPにてダウンロードすることができます。様式は最新のものを、裏面も含めてすべて印刷して利用してください。

【産業雇用安定助成金 出向先事業所別調書 記載例その①】

様式第1号別紙1 (R4.8.1)

出向元事業所名称: ●●興業 株式会社		出向先事業所別調書	
(1)出向先事業所の名称及び所在地等 所在地 〒900-0909 東京都千代田区〇一・2-3		(2-1)審査対象期間 令和4年10月1日 ~ 令和5年9月30日	(2-2)審査対象期間 (前回提出時) 令和4年10月1日 ~ 令和5年9月30日
(3)本出向は、人事交流のため、経営陣とのため、業務連絡のため、 実習のため等ではなく、原則として、雇用調整を目的とした出向労働者を派遣したものではない。 (4)出向先事業主との間の資本的・監視的・無保険 (5)本出向は、(6)が「在籍の場合は、本出向は、合規 3年8月1日以降に開始する場合は、新型コロナバイ ルス感染症の影響による職務の実績のため、通常の就業基準 の一環として行われるものと区分して行われるものである ことについて具体的な理由を記してください」 (7)算定期間 (8)支給申請額度		※判定基準期間 ~ 有・無	
No.	(1)氏名 1 労働一郎 2 労働三郎	(2)雇用保険被保険者番号 1234-567890-4 1234-567890-1	(3)出向開始予定期 令和4年9月1日 令和4年10月1日
		(4)出向終了予定期 令和5年8月31日 令和5年3月31日	(5)賃金節約日 月末
〔D型〕			
①出向元事業所 出向元事業所の名称及び所在地等 所在地 〒900-0909 東京都千代田区〇一・2-3		②出向先事業所 出向先事業所の名称及び所在地等 所在地 〒900-0909 東京都千代田区〇一・2-3	
〔E型〕			
①出向元事業所 出向元事業所の名称及び所在地等 所在地 〒900-0909 東京都千代田区〇一・2-3		②出向先事業所 出向先事業所の名称及び所在地等 所在地 〒900-0909 東京都千代田区〇一・2-3	
〔F型〕			
①出向元事業所 出向元事業所の名称及び所在地等 所在地 〒900-0909 東京都千代田区〇一・2-3		②出向先事業所 出向先事業所の名称及び所在地等 所在地 〒900-0909 東京都千代田区〇一・2-3	
〔G型〕			
①出向元事業所 出向元事業所の名称及び所在地等 所在地 〒900-0909 東京都千代田区〇一・2-3		②出向先事業所 出向先事業所の名称及び所在地等 所在地 〒900-0909 東京都千代田区〇一・2-3	

出向元事業所と出向先事業所の間に互いに
労働者を交換し合うことを指します。

本ガイドブックの「資本的、経済的、組織的
関連性等からみた独立性について」(P.3)をこ
参考くことで、出向先事業主と出向事業主との間に資本
金等の関係がある場合には有とし、その内容を
記入してください。

出向を始めてから何ヶ月毎に支給申請を行
うかを○で囲んでください。(変更の場合には、必ず変更の生じる前日
までに変更届を提出してください。)

以下に従って記入してください。

- 出向先事業所に係る計画届・変更届(様式第1号の(8)欄が a 又は b のいずれかの場合に限る)を令和4年8月1日以降で二回目以降の提出である場合は、①(2-1)欄の出向開始予定期(裏面10のイに該当する者に限る)のうち、最も遅い日及び当該日から起算して12か月が経過する日のを記載してください。
- 出向先事業所に係る変更届(様式第1号の(8)欄が a 又は b のいずれかの場合に限る)が令和4年8月1日以後の提出である場合は、①(2-1)欄には、次のイ及びロを比較の上、イが遅い場合は、上段には、②(3)欄の出向開始予定期(裏面10のイに該当する者に限る)のうち最も遅い日を記載し、下段には当該日から起算して12か月が経過する日のを記載してください。また、ロが遅い場合は、①(2-2)欄の審査対象期間(前回提出時)を転記してください。
- ②(4)欄の出向終了予定期のうち最も遅い日

- ①(2-2)欄の審査対象期間(前回提出時)の末日
- 変更届(様式第1号の(8)欄が a 又は b のいずれでもない場合に限る)を提出する場合は、①(2-1)欄には、前回提出した計画届・変更届の①(2-1)欄を転記してください。なお、今回の届出が令和4年8月1日以降に初めて提出する変更届である場合、または、前回提出した計画届・変更届の①(2-1)欄が空欄である場合は記載不要です。

前回提出した計画届・変更届の①(2-1)欄を転記してくださいます。なお、この計画届・変更届である場合、以降に初めに提出する計画届・変更届の①(2-1)欄となりませませんので、様式第1号別紙2は提出不要です。

【資金類型】

A型 =	出向元 自社負担分を出向先へ 出向先 自社負担分と出向元から提供された分を併せて 労働者へ支払い
B型 =	出向元 自社負担分と出向先 出向先 自社負担分と出向元から提供された分を併せて 労働者へ
C型 =	出向元 自社負担分と出向先 出向先 自社負担分と出向元から提供された分を併せて 労働者へ
D型 =	出向元 自社負担分と出向先 出向先 自社負担分と出向元から提供された分を併せて 労働者へ
E型 =	出向元 自社負担分と出向先 出向先 自社負担分と出向元から提供された分を併せて 労働者へ
F型 =	出向元 自社負担分と出向先 出向先 自社負担分と出向元から提供された分を併せて 労働者へ
G型 =	出向元 自社負担分と出向先 出向先 自社負担分と出向元から提供された分を併せて 労働者へ

【出向初期経費に係る計画届（出向元事業所）記載例】

株式第1号別紙2

出向初期経費に係る計画届（出向元事業所）

複数の対象労働者に同一の措置を実施する予定である場合を記載することができる。

1. 事業所名称（雇用保険適用事業所番号：1111-111111-1）

●●興業 株式会社

2. 対象労働者氏名

労働 一郎

教育訓練は、出向先事業所における職業に関する知識と技能等の高め、職場への適応性を高めるためのものであることを目的とします。（詳細はP.18をご参照ください。）

3. 出向初期経費の内容
次のうち、当てはまるものを選択してください（なお、トを選択した場合、具体的な内容を次の枠内に記入してください。）
出向元事業所及び出向先事業所の職場見学、業務説明会の実施に要する経費
出向元事業所と出向先事業所の間で行われる出向労働者の労働条件、ステータスの調整に要する経費
出向元事業所及び出向先事業所の就業規則等の整備・改正に要する経費
出向元事業所及び出向先事業所の出向契約書の作成・締結に要する経費
出向元事業所及び出向先事業所における教育訓練に要する経費
出向労働者の転居に係る経費（事業主がその全部または一部を負担する場合に限る）
ト イ～その他、出向の成立に要すると認められる経費（具体的な内容を次の枠内に記入してください。）

4. 併給調整の対象となる経費の支出
3. で選択した経費のうち、併給調整の対象となる他の助成金等の助成対象となっている（またはなる予定の）経費の有無を選択してください。（有・無）
有の場合、次の括弧内に助成金等名及び当該経費を具体的に記入してください。

（助成金等名： ）

出向初期経費は、令和3年1月1日以降、出向期間の初日までに行なった措置が対象となります。

記載例】
出向実施計画（変更）届（出向先事業主）

樣式第2號(R4)

この書類は出向先事業主が作成し、出向元事業所が取り扱いに提出してください。出向元事業所が提出する日の前日(可
能であれば2週間前)（天災その他の当該期日までに提出しなかつたことは、当該理由のやんだ後1か月以内に提出する旨があるときは、当該理由が経過する日）までに提出していただくようお願いします。出向先事業所の増加・変更、出

出向元事業主が出向を開始する日の前日(可
能であれば2週間前)(天災その他当該期日ま
でに提出しなかったことについてやむを得な
い理由があるときは、当該理由のやんだ後)か
ら前日までに提出していくにあくよう
て出向先事業所の増加・変更、出
向期間の延長、賃金類型、支給申請頻度等に変更を生
じる場合が経過する日(天災その他当該期日ま
でに提出しなかったときは、その変更がじる日)うち最も早
い日から起算して3か月前の日から前日(天災
その他当該期日までに提出しなかったときは、当該理
由のやんだ後)までの間に速やかに変更内容を届けてください。
ただし、事務担当者職・氏名、出向予定労働
時間の範囲内で減少する変更の場合は
変更届の提出を省略できます。

分類はP-20の「日本標準産業分類」を参考し、出向先事業所の主たる事業の大分類をしてください。企業規模は「大」又は「中」のどちらかに「〇」を付けてください。

常時雇用する労働者の数は届出日現在、「2か月を超えて使用される者」であり、かつ、週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業員と概ね同等である者」の数を記入してください。
(参考)

週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業員と概ね同等である者とは、現に当該企業の通常の従業員の週当たりの労働時間が40時間である場合は概ね40時間である者をいいます。

(※) 中小企業事業主とは、

資本金	5,000万円以下	又は従業員 50人以下
資本金	5,000万円以下	又は従業員 100人以下
資本金	1億円以下	又は従業員 100人以下
資本金	3億円以下	又は従業員 300人以下

(※) 計画(変更)届の提出は郵送による提出が可能です(郵送事故防止のため、必ず簡易書類用封筒など配達の記録が残る方法で、郵送してください。その場合、提出期限日までに到達する必要があります。)。

(注)添付書類については、上に示したもの以外の書類を提出して頂く場合もありますので御了承ください。

変更届を提出する場合に「〇」を付けてください。複数當てはまる場合は該当するもの全てに「〇」を付けてください。

添付書類		C 確認書類	
①	受け取 (派置)	②	所定の書類
本ガイドブックの「資本的、経済的、組織的関連性等からみた独立性について」(P.3)をご参照ください。	比較する事ができる	(7) 日	(1) 定を出
該当する選択肢を○で囲んでください。	該当する選択肢を○で囲んでください。	(7) 日	(1) 事業

出向元事業所と出向先事業所の間で互いに労働者を交換し合うことを指します。

②(1)の期間中に支給を受ける(予定を含む)助成金等の有無及び有の場合にはその助成金等の名称を記載してください。

【出向初期経費に係る計画届（出向先事業所）記載例】

様式第2号別紙

出向初期経費に係る計画届（出向先事業所）

複数の対象労働者に同一の措置を実施する予定である場合に記載する対象労働者は、複数の件数であります。

1. 事業所名称（雇用保険適用事業所番号：1111-999999-9）

▲▲IT 株式会社

対象労働者氏名

2 労働 一郎

教育訓練は、出向先事業所における職業に対する知識性などを高めること等が必要な職業、職場へのものであることを高めます。（詳細は P.18をご参照ください。）

3. 出向初期経費の内容
次のうち、当てはまるものを選択してください（なお、チを選択した場合、具体的な内容を次の框内に記入してください）。
出向先事業主の負担する、出向先事業所における出向労働者に係る什器・OA環境整備費用、被服費等の初度調査費用にあたる経費（事務用紙、文房具等）でその性質が長期間の使用に適しないもの）を除く
出向元事業所及び出向先事業所の職場見学、業務説明会の実施に要する経費
出向元事業所と出向先事業所の間で行われる出向労働者の労働条件、スケジュールの調整に要する経費
出向元事業所及び出向先事業所の就業規則等の整備・改正に要する経費
出向元事業所及び出向先事業所の出向契約書の作成・締結に要する経費
出向元事業所及び出向先事業所における教育訓練に要する経費
出向労働者の転居に係る経費（事業主がその全部または一部を負担する場合に限る）
イヘトの他、出向の成立に要すると認められる経費

出向初期経費は、令和3年1月1日以降、出向期間の初日までに
行った措置が対象となります。

4. 併給調整の対象となる経費の支出
3. で選択した経費のうち、併給調整の対象となる他の助成金等の助成対象となっている（またはなる予定の）経費の有無を選択してください。（有・無）
有の場合、次の括弧内に助成金等名及び当該経費を具体的に記入してください。
(助成金等名：)

【出向元事業所の事業活動の状況に関する申出書】記載例

産業雇用安定助成金 出向実施計画
(変更) 届を提出するとき(出向を開始する日の前日(可能あれば2週間前)まで)に併せて提出してください。ただし、出向を開始する日の前日までに提出が困難である場合は、計画届を提出した日から起算して1ヶ月を経過する日又は初回の支給申請書の提出日のいづれか早い日までに提出することができます。
計画届の審査は全ての書類の提出後となりますが、提出期限に間に合わない場合は限りお早めにご提出ください。

売上高内に記入して生産を実績として提出する場合等の添付書類を併せて提出せよ。

○添付書類の例	○建設業	○電気工事業	○製造業	○運送業	○サービス業
○総合工事請負契約書等	○工事請負契約書等	○工事請負契約書等	○工事請負契約書等	○荷伝票等	○荷伝票等
○推移損益計算書等	○工事請負契約書等	○工事請負契約書等	○工事請負契約書等	○損益計算書等	○損益計算書等
○業務請負契約書等	○工事請負契約書等	○工事請負契約書等	○工事請負契約書等	○出荷票等	○出荷票等
○契約定元帳、荷伝票等	○荷傳票等	○荷傳票等	○荷傳票等	○荷傳票等	○荷傳票等
○業務請負契約書等	○荷傳票等	○荷傳票等	○荷傳票等	○荷傳票等	○荷傳票等
○荷傳票等	○荷傳票等	○荷傳票等	○荷傳票等	○荷傳票等	○荷傳票等

※ 例示した書類以外にも提示を求める初回の提出時に利用した生産指標と、以降の提出時は変更はできません。

①	令和4年 1月		令和3年 1月		$\Delta(\%)$
	月 間 売 上 高 ()	1,050,000	月 間 売 上 高 ()	1,200,000	
なお、次の②について：Dの3か月の平均がEの前年同期と比較して20%以上減少している場合、又は、H向に事業上の業種の分類が「運送業、卸売業（大分類M）」「生活関連サービス業、娯楽業（大分類N）」である場合は、出向別初期延資の支拂額が算定されますので、前者に該当する場合には記載してください。（後者に該当する場合は記入欄を空欄で下さい）。					
②	D	E	F	G	H
月 間 売 上 高 ()	2,880,000	3,960,000	72,72..	総勘定元帳	※ 諸 記 稿

○ 生産量等の減に至った理由として次の事項が該当しますか。

（例）事物等を単純に商し取扱つてゐる会社
（はい・かい）

・降雪地において冬期事業活動の停止又は縮小を余儀なくされる場合
・例乍、決算期末に生産量が増加し、その後減少する場合など

2. 事故又は災害により施設又は設備が被害を受けることによるものである。(はい いいえ

・火災、地震、洪水等の災害により建物、設備、システム等が被害を受けたことによる場合など

3. 行政处分又は司法処分により事業活動の上部又は一部の停止を命ぜられたことによるものである。

(例) 営業規制、完全規則、競争規則等の法令違反(その範囲を含む)により行政当局から事業活動の全部又は一部の停止を命ぜられた場合

・不法占領、強制接種、名譽毀損等の不法行為（その疑いを含む）により司法当局から申素請願の全部又は一部の停止を命ぜられた場合 など

4. 新型コロナウイルス感染症の影響による需要（受注量、客数等）の減少等によるものである。

(例)・需要の減少又は集客の困難

○ 事業内容の詳細及び新型コロナウイルス感染症の影響との関わりについて具体的に記述してください

(記述欄に不足する場合、任意様式に記述することとし(も差し支えありません。)

当社においては、旅券が伸びず、二ヶ月を経てもその30%減少したため、事業活動の縮小を余儀なくされることになつた。より、直前の五月初が前年四月初ではあるが、旅行客が減少した。

○A、B欄は、1か月の値
○D、E欄は、3か月の平均値
(D、E欄は生産指標の3か月の平均値
が前年同期と比較して20%以上減少し出
向初期経費の加算を希望する事業主のみ
記載してください。)

例：出向開始の日…令和3年9月1日
計画届の提出日…令和3年8月16日
A欄記入値…令和3年7月の値
B欄記入値…令和3年7月の値
D欄記入値…令和3年5～7月
E欄記入値…令和2年5～7月
E欄記入値…の平均値

※A、B、D、E欄に計算の結果端数が生じる場合は、小数点以下を四捨五入して下さい。C、F欄は計算の結果、小数点以下の端数が生じる場合は、小数点以下第2位まで記載し、第3位以降を…と記載してください。

※AとBの比較は、前々年同期との比較（5%の減少が要件）

①計画届の提出日の属する月の前月と
前々年同期との比較（5%の減少が要件）

②計画届の提出日の属する月の前月と3
年前同期との比較（5%の減少が要件）

③計画届の提出日の属する月の前月と計
画届の提出日の属する月の前々月から
直近1年のいづれかの月との比較
(5%の減少が要件)
のいづれかによる比較も可能です。

※C欄の値が95以下の場合に支給対象と
なります。
※F欄の値が80以下の場合に該当します。
※出向労働者の上乗せによる追加期間の延長に
伴い、出向先事業所ごとの労働者の出
向終了日が審査対象期間（3（1）ウ
「計画届」（P.23））の末日を超える変更届
届を提出する場合は本様式を改めて作
成し、変更届と併せて提出してください。
この場合、「計画届の提出日」と
ついている部分は「変更届の提出日」

【出向協定書 作成例】

出向協定書（例）

●●興業株式会社と●●興業株式会社労働組合とは、事業活動の縮小に伴う出向の実施に因し、下記のとおり協定する。

記

1. 出向先

- (1) 事業所の名称 ▲▲イト 株式会社
福島県福島市●●9-9-9
- (2) 所在地
- (3) 事業の種類 情報通信業
- (4) 事業主の氏名 代表取締役 屋川 次郎

2. 出向実施予定期・期間

令和3年5月1日から令和5年5月31日までの期間中で出向労働者ごとに定める2年以内の期間

3. 出向期間中及び出向終了後の処遇

- (1) 出向の形態と雇用関係
出向期間中は総務部所属とし休職扱いとする。
- (2) 出向期間中の賃金
出向労働者の賃金及び一時金は出向先の定めるところによる。
- (3) 出向期間中のその他の労働条件
出向労働者の就業時間、休日、休暇等の労働条件は、出向先の規定によるものとする。
- (4) 出向期間中の雇用保険の適用
出向労働者の雇用保険は、出向元において適用するものとする。

4. 出向終了後の処遇

- 出向労働者は出向終了日の翌日に当社に復帰する。その際の職務内容及び賃金は、出向する直前のものと同一とする。
なお、出向期間は、昇給及び退職金等の算定基礎となる勤続年数に算入する。
- (1) 範囲 出向労働者は、○○部門の従業員のうち、事業主が選定し本人が了解した者とする。
- (2) 人数 2人

5. 離則

- この協定の有効期間は令和3年5月1日から令和5年5月31日までの間とする。

令和3年3月15日

●●興業 株式会社 代表取締役 安定 太郎
●●興業 株式会社労働組合 執行委員長 岸発 大郎

本作成例はあくまで例示の一つであり、実際の協定書の作成にあたっては、出向元事業主・労働組合等の代表者の双方で協議をお願いします。

・出向の実施を予定している時期（始期・終期）と期間（年月数）を記載して下さい。
・出向労働者が複数おり時期・期間のパターンが複数ある場合や、協定の締結段階で具体的な出向労働者が未確定であるなどの理由で時期・期間を確定できない場合は、時期・期間の最大幅及びその範囲内での各出向労働者の予定期間（2年以内に限る）を記載することも可能です。

【出向契約書 作成例 その1】

次の契約書はあくまで例示の一つであり、実際の契約書の作成にあたっては、出向先事業主・出向元事業主の双方で協議をお願いします。

出向契約書（例）

〔勤務地〕〇〇〇〇
〔所属〕〇〇〇〇
〔役職〕〇〇〇〇
〔業務内容〕〇〇〇〇

〇〇〇〇株式会社（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の労働者を乙に出向させるに際し、その取扱いについて下記のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本契約において、出向とは、甲の労働者を甲に在籍させたまま、乙の労働者として乙の業務に従事させることをいう。

2 本契約において、出向者は、乙に出向する甲の労働者をいう。

（出向元及び出向先の名称及び所在地）

第2条 出向元たる甲と出向先たる乙の名称及び所在地は以下のとおりである。

〔出向元（甲）〕名称 〇〇〇〇株式会社
所在地 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号
〔出向先（乙）〕名称 〇〇〇〇株式会社
所在地 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号

（出向者及び出向期間）

第3条 出向者及び出向期間は以下のとおりとする。なお、出向期間の短縮又は延長をしようとする場合は、甲乙協議の上、書面による合意により決定し、甲は決定内容を出向者に通知するものとする。

〔出向者〕〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）

〔出向期間〕令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇年間）ができる

（出向形態等）

第4条 出向者は、出向期間中、甲の労働者として甲に在籍したまま、乙の指揮命令下において乙の業務に従事する。

2 出向者は、出向期間中、甲において休職扱いとする。ただし、出向者の出向期間は甲の勤続年数に通算する。

（二重出向の禁止）

第5条 乙は、出向者を乙以外の会社へ出向させてはならない。

（出向者の業務等）

第6条 乙における出向者の勤務地、所属、役職及び業務内容は以下のとおりとする。なお、乙は、これら的事情を変更する場合は、甲の事前の書面又は電子メールによる承諾を得るものとする。

（出向者の労働条件等）

第7条 出向者の労働時間、休憩、休日、休暇、服務規律、安全衛生、法定外災害補償、福利厚生並びに乙での配置転換及び出張についてには、乙の定めるところによるものとする（ただし、出向者がが出向期間中に甲の福利厚生制度を利用することを妨げない）。なお、年次有給休暇は甲の勤続年数に基づき付与されるが、労働基準法第39条第7項の規定に基づく使用者の年次有給休暇の時季指定義務は乙が負うものとし、その取扱いについては乙の定めるところによるものとする。

2 出向者の表彰及び懲戒については、乙の定めるところにより乙が行うものとする。また、諭旨解雇及び懲戒解雇については、甲の定めるところにより甲が行うものとする。

3 出向者の休職、退職及び普通解雇については、甲の定めるところによる。

4 出向者の賃金（時間外、休日及び深夜労働に対する割増賃金を含む。）については、甲の定めるところにより甲が出向者に直接支払うものとする。ただし、通勤費、交通費及び出張費については、乙の定めるところにより乙が出向者に直接支払うものとする。

5 乙は、出向時に、出向者に対して労働条件を明示するものとする。ただし、甲は、甲乙協議の上、乙に代わって出向者に対して労働条件の明示を行うことができる。

（安全衛生の措置等）

第8条 出向者に対する安全衛生の措置（定期健康診断その他の労働安全衛生法上の措置を含む。）は、乙の負担により乙が実施する。

（社会保険等）

第9条 出向期間中の出向者の健康保険、厚生年金保険、介護保険及び雇用保険については、甲において被保険者資格を継続させ、その事業主負担分の保険料は甲が負担する。

2 労働者災害補償保険については、乙において加入し、その保険料は乙が負担する。

（出向先の給与負担金等）

（出向先の給与負担金等）

【出向契約書 作成例 その2】

第10条 本件出向に伴う給与負担金として、甲が第7条の定めに基づき出向者に支払った賃金（時間外、休日及び深夜労働に対する割増賃金を含む。）に相当する額を乙が全額負担する。ただし、月の途中に出向が開始し、又は終了した場合の当該月の給与負担金については日割り計算とする。

2 乙は、甲に対して、前項に定める給与負担金を当月末日までに甲の指定する下記銀行口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

〔銀行名〕〇〇銀行
〔支店名〕〇〇支店
〔口座種別〕普通
〔口座番号〕〇〇〇〇〇〇〇
〔口座名義〕〇〇〇〇株式会社

第11条 出向者が次の各号に該当した場合、甲は当該出向者に対して復職を命じるものとする。

- (1) 出向期間が終了したとき
- (2) 出向の目的を達成し又は出向の目的が消滅したと甲が判断したとき
- (3) 心身の故障等での労務提供が困難であると甲が判断したとき
- (4) 甲の休職事由、普通解雇事由、懲戒事由に該当したと甲が判断したとき
- (5) 出向期間中に甲を退職するとき
- (6) 前号に掲げる事由のほか復職させるべき理由があると甲が判断したとき

(復職)

第12条 甲及び乙は、本契約期間中に知り得た相手方の業務上の情報その他の機密情報（次の各号に該当するものを除く。以下「機密情報等」という。）を、相手方の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供、開示又は漏洩してはならず、本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

- (1) 開示を受けた時点で既に保有している情報
 - (2) 開示を受けた時に公知であった情報
 - (3) 開示の前後を問わずその責に帰すべき事由によらずに公知となつた情報
 - (4) 開示の前後を問わず公正正當な権利を有する第三者より違法に入手した情報
 - (5) 開示された情報に基づかずに独自に開発した情報
- 2 前項の規定にかかるらず、甲及び乙は、裁判所又は行政機関の命令、要請等により要求される場合には、当該要求に対応するのに必要な範囲で機密情報等を開示することができる。ただし、甲又は乙は、当該要求を受けた旨を相手方に遅滞なく通知するものとする。
- 3 甲及び乙は、機密情報等の滅失、毀損又は漏洩のないようその責任において万全に機密情報等を保管するものとし、本契約が終了した場合において、相手方から機密情報等について返却又は破棄（電磁的記録の場合は削除）を指示さ

れたときは、その指示に従い返却又は破棄（電磁的記録の場合は削除）をするものとする。

4 本条の規定は、本契約終了後もなお有効とする。

(個人情報)

第13条 甲及び乙は、出向者の個人情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律、関連法令及びガイドラインを遵守し、当該個人情報の保護に努めるとともに、当該個人情報を出向者の雇用管理及び業務に必要な範囲についてのみ使用し、当該個人情報の滅失、毀損又は漏洩のないよう必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(有効期間)

第14条 本契約の有効期間は、第3条の規定に定める出向期間が終了するまでとする。

(合意管轄)

第15条 本契約に関する一切の紛争については〇〇〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第16条 本契約の定めなき事項及び本契約の解釈適用につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上誠意をもって解決にあたるものとする。

2 本契約を変更する場合は、甲乙協議の上、書面による合意による。

本契約締結の証として本書2通を作成して甲乙記名押印の上各自1通保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇〇県〇〇市〇〇〇〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇〇〇 印

乙 〇〇県〇〇市〇〇〇〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇〇〇 印

【出向に係る本人同意書 記載例】

様式第5号

支給申請する出向労働者全員分を提出してください。この同意書が提出されない者については、支給対象外となります。

なお、出向労働者との間で元々予定していた出向について既に計画届とどもに本同意書を提出している場合であっても、
・出向期間の変更(短縮を除く) (※)
・出向先事業所の変更
があつた場合には、計画届の変更に併せてこの同意書を再提出することが必要です。

(※) 例えば、令和3年10月1日～令和3年12月31日に予定していた3か月の出向について同意を得ていた場合、当該3か月の出向の期間が前倒し(例えば令和3年9月1日～令和3年11月30日)になつたり、後ろ倒し(例えば令和3年11月30日～令和4年1月31日)になる場合にも、再度この同意書の作成が必要です。

産業雇用安定助成金 出向に係る本人同意書

※ 整理番号	1 対象労働者氏名	労働 一郎	2 雇用保険被保険者番号	1234-567890-1
3 出向先事業所名	▲▲IT 株式会社	4 出向期間	令和3年9月1日～令和5年4月30日	(はい・いいえ)
① 出向期間終了後、出向元事業所へ復帰することになつている。 (はい・いいえ)				
出向指示を受け入れる際に、出向指示承諾の意思ががないのにも関わらず、出向元事業主により、多教回・長期に及ぶ出向強要が行われた ②、退職や著しい処遇低下以外の選択肢を与えられないなど、自由な意思決定が妨げられる状況に置かれて、出向指示の承諾を強要されたと受け止めている。				
出向元事業所より、本件の出向に基づく説明を受けた上で出向協定書および出向契約書の内容に基づいており、 ③ した協定書および出向契約書の内容に基づく説明を受けた上で出向指示に承諾をしている。				
④ ①～③の内容確認のため、労働局又はハローワークからご本人へ下記住所へ郵送により確認票を送付することとしています。郵送による確認を希望されますが、「いいえ」の場合であつても、後から、任意の書面や電話で申告する事でも可能です。お近くの都道府県労働局もしくはハローワークまでお問い合わせください。 また、郵送による確認の希望の有無に問わらず、本人確認欄の内容確認のため労働局又はハローワークから電話(下記電話番号)によるご連絡をされることありますので、ご協力をお願いします。				
〒 111-1111 住所 福島県郡山市●●1-1-1-1 電話番号(注) (090 - XXXX - XXXX) 氏名 労働 一郎 (署名)				

様式第1号の計画届別紙1に記載した支給申請頻度を選択してください。

請由支給成助安定用業產

(出向元事業主部分) 記載例 その1】

【同時に提出しなければならない支給申請書様式】
(1) 様式第6号 (以下のa～cのうち該当するもの)
a 出向元事業主が出向先事業主に対して賃金の全
額を支給する旨

今回支給申請する支給対象期中に要した出向初期経費と出向運営経費の合計として、様式第6号(4)⑦の出向元事業所欄の額を記載してください。

今回支給申請する支給対象期中の出向労働者の数の合計を記載してください。

様式第1号の計画届に記載した産業分類の大分類を記載してください。

(5) および(2)(5)欄には、様式第1号
(3) 「企業規模」欄および様式第2号
(3) 「企業規模」欄で○を付けたものと
なる内容で申請する場合のみ〇を付け
ください。

出向元事業主と出向先事業主との間に
〔資金等の関係がある場合には有とし、そ
の内容を記入してください。〕

出向元事業所において、支給対象中に、他の事業主に雇用されている雇用保険を出向により雇い入れていたか否か、併せて調整の対象となる助成金等の支給対象となる労働者を雇入れていたか否か、又は本助成金以外で国・地方公共団体からの補助金等を受けていたか否か、もしくは、申請する予定があるかどうかについて、「有」又は「無」のどちらかに「○」を付けてください。「有」の場合は受給している(受給する)助成金等の具体的な名称を記入してください。なお、欄に記入しきれない場合は、別紙(様式任意)にまとめてください。

出向元事業所にとつて、初めての支給申請であり、かつ本助成金の対象となる出向を行つている出向先事業所において、被保険者資格を取得している本助成金の出向労働者がいる場合のみ、その人数を記載してください。

は一部を補助する

出向先事業主が出向労働者に対して賃金を支拂う【A型】

(b) 出向元事業主と出向先事業主の両方が出向労働者に 対して賃金を支払う【B型】

- ・様式第6号(2)b
- ・様式第6号(4)

(a) 出向元事業主が出向先事業主から賃金の全部又は一部を支払う

- ・様式第6号(2)cd
- ・様式第6号(4)

・様式第10号(4)
(b) 出向元事業主が出向先事業主から賃金の一部の
補助を受け、出向先事業主が賃金を支払う【D型】

- ・様式第6号(2)cd
- ・様式第6号(4)

(c) 出向元事業主と出向先事業主の両方が出向労働者に対して賃金を支払う（出向元事業主と出向先

・ 様式第6号(2) efg
事業主間の賃金の補助はない)【E型】

・様式第6号(4)
(d) 出向元事業主が出向労働者に対して全額賃金を支拂う【E型】

- 文部省
- 様式第6号(2) efg
- 様式第6号(4)

c 出向先事業主のみが労働者に対して賃金を支払う【G型】

- ・様式第6号(2) efg
- ・様式第6号(4)

(2) 様式第6号別紙(出向初期経費について申請する場合)

○ 添付書類
○ 支給要件確認申立書（様式第6号（5））
○ 確認書類（1）（出向の実績一覧する書類）（→ 30参照）

① 出向の事実、出向の時期、出向労働者の人数、出向の形態と雇用關係及び雇用保障者資格の確認（山口ひろ輔著「言規」）（p.30参照）

認のための書類

書類 (助成率の上乗せを希望する場合)

○ 様式第7号(1) (雇用維持事業主申告書)
○ 様式第7号(2) (労働者派遣契約に係る契約期間遷延手続書)

○ 確認書類(5)（雇用維持要件の確認書類）
・雇用維持要件の確認のために必要となる期間においては
寸証明書)

- 雇用性持継付の生産品ひこうに応じて、月ごとのその人数を確認することができる「派遣先管理帳

支払方法・受取人住所届

【出向元事業所賃金補填額・負担額調書 記載例 (C型の場合) その2】

様式第6号(2)cd(R3.8.1)

（出向元事業所から賃金支給のある場合）（C型・D型）
負担客等調書

出向先事業所名稱：

該支給対象期の出向労働者数(2人)

記の出向(続紙のある場合)

令和4年3月15日

第2章 生徒の学習活動と教員の指導行動

卷之三

卷之三

卷之三

中華書局影印

第6号(1)の①(7)が

本出向法、令和3年8月1

前と区分して行われた出向で

初期経費は原則とし、す

青することになります。

三のため原則として、当該

主婦の場合(※)は、チ

卷之二

二二二

様式第6号別紙を提出する

負担額等調書（出向元事業所からの賃金支給のある場合）（C型・D型）

「P.10」をご参照ください。

⑫欄にチェックを付している場合であつて、出向元事業所が次のa又はbのいずれかに該当する場合にはbのチェックを付してください。

a 出向元事業所の業種が次の(a)～(c)のいずれかであること。

(a) 運輸業、郵便業 (大分類H)
(b) 宿泊業、飲食サービス業 (大分類M)
(c) 生活関連サービス業、娯楽業 (大分類N)

b 次の要件に該当すること。

生産指標の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ20%以上減少している事業所の事業主

当該支給申請にかかる出向が、労働組合との間にによる協定に定めるところによつたものであることを、労働組合等の代表が確認し、氏名等を記載してください。また、下の四角囲みの内容を満たす場合は、それぞれ□にチェックをしてください。

株式会社の(1) (7) が「有」、(1) (8) が「はい」独立性が認められない事業主間で行う出向の場合、「はい」又は「いいえ」に○をつけてください。

出向初期経費は原則として、当該出向労働者にとつて初回の支給対象期に支給申請することとなります。

このため原則として、当該出向労働者の初回の支給対象期に出向初期経費を申請する場合(※)は、チェックをしてください。

(※)右上に記載の支給対象期中に受け入れた出向労働者について、出向を受け入れるに際してあらかじめ要した経費がある場合、チェックを付してください。ここでチェックを付した出向労働者について出向初期経費の申請をする場合は、様式第6号別紙を提出する必要があります。

【出向先事業所賃金補填額・負担額調査記載例（C型の場合）

その2】

様式第6(3)c(R3.8.1)

三

中華書局影印

記載例 (C型の場合)

その2】

(2) 様式第6号(1)の②(7)が「有」、②(8)が「はい」の場合は、「はい」又は「いいえ」のいずれかに○をしてください。本出向は、令和3年8月1日以降に開始した出向であり、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われた出向である。
（はい、いいえ）

出向労働者を最初に受け入れる予定の日から起算して6月までの間、被保険者（退職者）を対象として、事前に保険料を支給する。この期間は「保険期間」といわれる。

様式第6号(1)の①(7)が「有」、①(8)が「はい」(独立性が認められたい事業主間で行う出向)の場合は、「はい」又は「いいえ」に○をつけてください。

【支給対象者別支給額算定調書 記載例 その1】

(記載例の前提)

●労働 一部	出向前時給：1,100 円 出向前所定労働時間：8 時間／日	出向中時給：1,200 円 出向中所定労働時間：8 時間／日
●労働 三郎	出向前時給：1,000 円 出向前所定労働時間：8 時間／日	出向中時給：1,100 円 出向中所定労働時間：8 時間／日
●労働 四郎	出向前時給：1,000 円 出向前所定労働時間：8 時間／日	出向中時給：1,100 円 出向中所定労働時間：8 時間／日

「出向開始日前1週間の総所定労働時間数」
× 「出向開始日前1週間の総所定労働日数」
× 「出向開始日前日現在の「労働日に通常支払われる1時間当たりの賃金の額」」

No	① 出向労働者氏名 (被保険者番号)	② 賃金判定	③ (1) 出向前の賃金額 (※ 1)	④ 当該支給対象期に 出向先事業主が支 給・補填した賃金 の額 (円)	⑤ (3)と④の計 (円)
1	労働一郎 (1234-567890-1)	(2) 出向中の賃金額 (※ 2)	8,800		
		(3) (2) / (1)	9,600	576,000	576,000
		(4) 判定 (※ 3)	1,090,090	1,152,000	1,152,000
		(5) 賃金の額 (円)	8,800	120	1,056,000

模式第6号(4)

「支給対象期末日前 1 週間の総所定労働時間数」
「支給対象期末日前 1 週間の総所定労働日数」
× 支給対象期末日現在の「労働日」に
通常支払われる 1 時間当たりの賃金
の額」の値を記載してください。

(2) 計算した値を(1)で計算した値で除した値を記入してください。
0.85以上1.15以下の場合でさ
い。なお、1.15を超える場合に合
理的支給対象には、その理
由がなし得てください。
は、この欄は自動入力されま
す。

出向開始日の前日 現在において労働の 日に通常支払われる 賃金の額(円)	当該支給対象期の 実労働日数	⑥×⑦の額(円)
---	-------------------	----------

当該出向労働者の出向開始日における労働日当たりの賃金支払われる1日当たりの賃金の額を記載してください。(②欄(1)と同じ値になります。)。

A～G型の賃金類型において、該当する賃金類型に合わせてそれぞれ次〇A型=様式第6号 (2) a の⑨欄の金額

〇B型=様式第6号 (2) b の⑨欄と⑩欄の合計金額

〇C型及びD型=様式第6号 (2) cd の⑩欄の金額

〇E型及びF型=様式第6号 (2) efg の⑦欄の金額

〇G型=0円

A～G型の賃金類型!において、該当する賃金類型に合わせてそれぞれ次の金額を記載してください。

○A型及びB型=様式第6号 (3) ab の⑦欄の金額

○C型=様式第6号 (3) c の⑧欄の金額

○D型=様式第6号 (3) d の⑧欄と
⑨欄の合計金額

○E型及びG型=様式第6号 (3) efg の④欄の金額

○F型=0円

【支給対象者別支給額算定調書 記載例 その2】

③欄に記載した額を転記してください。
 (自動計算の様式の場合には、この欄は自動入力されます。)

④欄に記載した額を転記してください。
 (自動計算の様式の場合には、この欄は自動入力されます。)

支給対象期： ●●興業 株式会社
 出向元事業所名： 令和3年9月1日～令和3年5月31日

		出向運営経費（賃金を除く）の額	
出向元事業所	出向先事業所	出向元事業所	出向先事業所
(5)が(8)を上回らない場合		(13)出向運営経費（賃金を除く）	(14)出向運営経費（賃金を除く）
(9)資金部分助成対象額		(10)資金部分助成対象額	
A～G型の賃金類型において、該当する賃金類型に合わせてそれぞれ次の金額を記載してください。		250,000	250,000
○A型=様式第6号 (2) a の⑩欄の金額			
○B型=様式第6号 (2) b の⑪欄の金額			
○C型及びD型=様式第6号 (2) cd の⑪欄の金額			
○E型、F型及びG型=様式6号 (2) efg の⑧欄の金額			
(5)が(8)を上回る場合		出向運営経費（円）	出向運営経費（円）
出向元事業所	出向先事業所	出向元事業所	出向先事業所
(11)資金部分助成対象額		(10)or(12) + (14)	
○D型=様式第6号 (3) ab の⑧欄の金額		778,000	778,000
○C型=様式第6号 (3) c の⑨欄の金額		助成率	助成率
○D型=様式第6号 (3) d の⑩欄の金額		9/10	9/10
○E型、F型及びG型=様式第6号 (3) efg の⑤欄の金額		(15)出向元出向運営経費（円）	(16)出向先出向運営経費（円）
528,000		528,000	700,200

A～G型の賃金類型において、該当する賃金類型に合わせてそれぞれ次の金額を記載してください。

○A型=様式第6号 (2) a の⑩欄の金額

○B型=様式第6号 (2) b の⑪欄の金額

○C型及びD型=様式第6号 (2) cd の⑪欄の金額

○E型、F型及びG型=様式6号 (2) efg の⑧欄の金額

A～G型の賃金類型において、該当する賃金類型に合わせてそれぞれ次の金額を記載してください。

○A型=様式第6号 (3) ab の⑧欄の金額

○C型=様式第6号 (3) c の⑨欄の金額

○D型=様式第6号 (3) d の⑩欄の金額

○E型、F型及びG型=様式第6号 (3) efg の⑤欄の金額

⑤「③と④の計（円）」欄に記載した額が⑧「⑥×⑦の額（円）」欄に記載した額を上回らない場合は、⑨及び⑩に記入してください。 (自動計算の様式の場合は、この欄は自動入力されます。)	⑤「③と④の計（円）」欄に記載した額が⑧「⑥×⑦の額（円）」欄に記載した額を上回る場合は、⑪及び⑫欄に記入してください。 (自動計算の様式の場合は、この欄は自動入力されます。)	⑤「③と④の計（円）」欄に記載した額が⑧「⑥×⑦の額（円）」欄に記載した額を上回る場合は、⑪及び⑫欄に記入してください。 (自動計算の様式の場合は、この欄は自動入力されます。)	⑤「③と④の計（円）」欄に記載した額が⑧「⑥×⑦の額（円）」欄に記載した額を上回る場合は、⑪及び⑫欄に記入してください。 (自動計算の様式の場合は、この欄は自動入力されます。)
出向元事業所	出向先事業所	出向元事業所	出向先事業所
(5)が(8)を上回らない場合		(13)出向運営経費（賃金を除く）	(14)出向運営経費（賃金を除く）
(9)資金部分助成対象額		(10)資金部分助成対象額	
A～G型の賃金類型において、該当する賃金類型に合わせてそれぞれ次の金額を記載してください。		250,000	250,000
○A型=様式第6号 (2) a の⑩欄の金額			
○B型=様式第6号 (2) b の⑪欄の金額			
○C型及びD型=様式第6号 (2) cd の⑪欄の金額			
○E型、F型及びG型=様式6号 (2) efg の⑧欄の金額			
(5)が(8)を上回る場合		出向運営経費（円）	出向運営経費（円）
出向元事業所	出向先事業所	出向元事業所	出向先事業所
(11)資金部分助成対象額		(10)or(12) + (14)	
○D型=様式第6号 (3) ab の⑧欄の金額		778,000	778,000
○C型=様式第6号 (3) c の⑨欄の金額		助成率	助成率
○D型=様式第6号 (3) d の⑩欄の金額		9/10	9/10
○E型、F型及びG型=様式第6号 (3) efg の⑤欄の金額		(15)出向元出向運営経費（円）	(16)出向先出向運営経費（円）
528,000		528,000	700,200

⑧「⑥×⑦の額（円）」欄の額 ×
 ④「当該支給対象期に出向元事業主が支給・補填した賃金の額」)
 ③と④の計（円）
 (自動計算の様式の場合は、この欄は自動入力されます。)
 (自動計算の様式の場合は、この欄は自動入力されます。)

⑧「⑥×⑦の額（円）」欄の額 ×
 ④「当該支給対象期に出向元事業主が支給・補填した賃金の額」)
 ③と④の計（円）
 (自動計算の様式の場合は、この欄は自動入力されます。)
 (自動計算の様式の場合は、この欄は自動入力されます。)

【支給要件確認申立書（別紙含む）記載例】

株式第6号（5）

支給要件確認申立書（事業主記載事項）

1 法人名：●●興業 株式会社	法人番号：XXXXXXXXXXXX	※ 1 確認欄 年月 日 ^{確認者}
2 事業所名称：●●興業 株式会社		
3 履用保険適用事業所番号：1111-111111-1		
○ 事業活動等に係る状況（はい・いいえのどちらかを〇で囲んでください）（後述の「記載」にあたつての留意点）の内容を了解した上でご回答下さい）		
4 過去に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがあります。当該不支給決定日又は支給決定取消日から5年（平成31年3月31日以前に申請した雇用関係助成金に関する場合は3年）を経過していない、または、平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給に關与した役員等がいる。		
5 支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納がある。		
6 支給申請日の前日から起算して過去1年において、労働関係法令違反により送検処分を受けている。		
7 風俗業等関係事業主である。		
8 ① 事業主若しくは事業主団体（以下「事業主等」という。）又は事業主等の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員である。 ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用することをして、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは情経的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。 ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなどして直接的あるいは情経的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。 ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。 ⑤ 役員等が、暴力団又は事業主等の役員等が、破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に属している。		
9 事業主等又は暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。		
10 倒産している。		
11 助成金について不正受給を理由に支給決定を取り消された場合、労働局が事業主名等を公表することに承諾する。		
12 役員等の氏名、役職及び生年月日が記載されている別紙「役員等一覧」又は同内容の記載がある書類を添付している。		
13 「雇用関係助成金支給要領」に従うことにしております。		

▶ 裏面にも記載事項があります。

令和4年3月15日 事業所管轄 福島 労働局長 殿
(事業所管轄 郡山 公共職業安定所長)

役員等名 (漢字)	役員等名 (カナ)	役職	生年月日
安定 太郎	アンティ タロウ	代表取締役社長	1961年 4月 X日
安定 労子	アンティ ロウコ	代表取締役副社長	1962年 5月 X日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

1から13までの記載事項については、いずれも相違ありません。また、1から13までの事業活動等又はその他の審査に必要な事項についての確認を労働局(安定所)が行う場合には協力します。
また、本助成金に關し、偽りその他不正の行為等により本来受けた助成金を受けた場合は、請求があつた場合、直ちに請求金（※）を弁済します。
※請求金は、偽りその他不正の行為による場合は、①不正受給により返還を求められた額、②不正受給の日の翌日から納付の日まで、年3%の割合で算出した延滞金、③不正受給により返還を求められた額の20%に相当する額の合計額です。なお、偽りその他不正の行為により本来受けたことのできない助成金を受けた場合は、当該受け取った額です。

【産業雇用安定助成金 出向初期経費報告書（共通）記載例】

様式第6号別紙

（ ①枚引 ①枚目 ）

産業雇用安定助成金 出向初期経費報告書（共通）

1 事業所名称 (事業所番号)	●●興業 株式会社 (1111-11111-1)		
2 出向労働者氏名	3 出向初期経費内容		
労働 一郎	<p>次のうち、当てはまるものを選択してください。チをを選択した場合には、括弧内に具体的にご記載ください。</p> <p>出向先事業所における什器・OA環境整備費用、被服費等の初度調弁費用にあたる経費（事務用消耗品（各種用紙、文具等）、業務説明会の開場見学、業務説明会の実施に要する経費、出向先労働者の労働条件、スケジュールの調整に要する経費</p> <p>出向元事業所と出向先事業所との間で行なわれる労働規則等の整備・改正に要する経費</p> <p>出向元事業所の転居に要する経費</p> <p>出向元事業所及び出向先事業所における教育訓練に要する経費（事業主がその全額または一部を負担する場合に限る）</p>	<p>左記で選択した経費のうち、併給調整の対象となる他の助成金等の助成対象となっている（またはなる予定の）経費の有無を選択してください。 次の括弧内に助成金等有り及び当該経費を具体的に記入してください。</p> <p>（ 有・無 ）</p> <p>（ 助成金等名： ）</p>	
労働 三郎	<p>次のうち、当てはまるものを選択してください。チをを選択した場合には、括弧内に具体的にご記載ください。</p> <p>出向先事業所における什器・OA環境整備費用、被服費等の初度調弁費用にあたる経費（事務用消耗品（各種用紙、文具等）、業務説明会の開場見学、業務説明会の実施に要する経費、出向先労働者の労働条件、スケジュールの調整に要する経費</p> <p>出向元事業所と出向先事業所との間で行なわれる労働規則等の整備・改正に要する経費</p> <p>出向元事業所及び出向先事業所における教育訓練に要する経費（事業主がその全額または一部を負担する場合に限る）</p>	<p>左記で選択した経費のうち、併給調整の対象となる他の助成金等の助成対象となっている（またはなる予定の）経費の有無を選択してください。 次の括弧内に助成金等有り及び当該経費を具体的に記入してください。</p> <p>（ 有・無 ）</p> <p>（ 助成金等名： ）</p>	

上記の内容について、誤りがないことを確認します。

4 事業所の事業主氏名	安定 太郎
-------------	-------

○出向元事業主の場合、様式第6号（2）の出向初期経費欄、
○出向先労働者の場合、様式第6号（3）の出向初期経費欄
にチエックについて、計画届の別紙で届け出した出向初期経費にについて、計画どおりに措置されていれば、その措置結果を事業主が法人である場合は、主たる事業主の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

【雇用維持事業主申告書】記載例

様式第7号(1) (B4, 8, 1)

書告主申業持用雇

このことどをいいましては、(なお、)新型理由と留意され契約雇用事業者に由りては、(なほ、)直接雇用労働者と同様の労働条件で、(よそに)労働者に由る離職もしくは退職も、(よそに)労働契約の終了によるものとする。

産業雇用安定助成金の助成率の上乗せに当たり、次のとおり申告します。
なお、この申告に係る事業所労働者の就業状況等の確認を安定所(労働局)

事業主 〒1111-1111 福島県郡山市●●1-1-1
又は 株式会社
代理人 氏名 安定 太郎

申請者が代理人の場合、上欄に代理人、下欄に事業主の住所、名稱及を、申請者が社会保険労働法施行規則第16条第2項に規定する提出書類第16条の3に規定する事務代理人の場合、上欄に事業主の、下欄に記載してください。

(終業所長安定職業公公事處勞動局長 殿島福)

事業主又は
受託者・事務代理人
保険労働士
氏名
住所
所称
〒

この申出書の提出にあたり、雇用保険上の得意毛続きに漏れはありませんか。
(ありません。あります)

記載に当たっては、裏面の記入上の注意を必ずご確認ください。

なお、2回目以降の支給に提出申請する場合は、1回目に記載した本様式と同じ数値を記入ください。

※処理欄	事業所労働者数の確認	雇用保険適用事業所台帳等による確認(未・済)	派遣先管理台帳等による確認(未・済)
	解雇等の確認	雇用保険適用事業所台帳等による確認(未・済)	契約期間遵守証明書による確認(未・済)
助成率の上乗せ	大企業の場合	<input type="checkbox"/> 2／3 → 3／4	
	中小企業の場合	<input type="checkbox"/> 4／5 → 9／10	

【労働者派遣契約に係る契約期間遵守証明書 記載例】

本証明を行うことにより、派遣成金(出向元事業所)は助成金の助成が受けます。证明をもつて返主(出向元事業所)による支給申請の出金事務が所轄の業者より認定する事実を確認する上、証明を行ってください。

この書類は、産業雇用安定助成金を申請する出向元事業所に對して、遣労主が記載して下記でいる派遺元事業主をしてください。

株式会社 (第1,8,1)

労働者派遣契約に係る契約期間遵守証明書

出向開始基準日の前日から起算して6か月前から当該支給対象期間の末日：

(令和 3年 10月 1日から令和 4年 9月 30日)

までに、産業雇用安定助成金を受給しようとする出向元事業所：

(名称: ●●興業 株式会社)

開始日については、出向元事業所の出向開始基準日の前日から起算して6か月前の日を記載してください。
終了日については、出向元事業所が終給申請する支給対象期の末日を記載してください。

該派遣労働者の提供を行った派遣労働者の就業状況について、下記のとおりであり、当該派遣労働者の意に反して契約期間満了前に契約を解除した者がいないことを証明します。

なお、上記の契約解除等に係る状況の確認を公職業安定所又は労働局が行う場合には協力します。

記

実人数でご記載ください。
例えば、6か月の間で、最初の1か月目に同一の労働者を派遣していった場合、1人と記載してください。

令和 4年 10月 11日

住所 〒999-9999 福島県郡山市●●●5-5-5

派遣元責任者 名称 〇〇人材派遣 株式会社

氏名 人材 霧海郎

チラシが届いた場合は、ただちに業者の所在地、法人の名前、
氏名について、日本語で記入うこと。

産業雇用安定助成金を申請しようと
する出向元事業所名を記載してください。

【產業雇用安定助成金 出向実施計画(変更)届(出向先事業主)

出向先が自治体の場合の記載例】

様式第2号(R4.8.1)

主事業先向出(届)更(變)業成助定安用雇業產

出向の実施につき、次のとおり仰せます。

令和4年 8月 15日 事業主任 所 〒123-4567 ○○県□□市△▲区××××

2004-4-16 16:24:47

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の、下欄に事業上の住所、名称及び住所の記入を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する登録代理者は同会第16条第3項に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の、下欄に申請者の氏名等を記入してください。

福島 勝
公山勝

①(5)(6)につきましては、空欄で差し支えございません。

古漢集

名稱〇〇景片

届等の有無 (有・無)

(6) ②(2)の期間中ににおける助成金の支給対象となる山向の実施又は本助成金以外の別助成・補助金・委託費等支給の有無(了承を含む)

のである。

9

（1）変更提出
提出済の計画尾の内容について、変更を届け出る場合は、a～F

名 称 (株) ○×△□商店
所在地 〒987 6543 ○○県□市××△△△△△

10

「企業規模」は空欄で差し支えございません。

「資本の額又は出資の総額」は〇と記入してください。

(1)雇用保険適用事業所番号 〔234-367890-1〕			
(2)事業所の名称及び所在地等 名 称 ○○鳳斤 所在地 〒102-1507 ○○地 口△××××× 事業主氏名 𠮷野 駿太郎 法人である場合は代表者の氏名) 富士詩号 ×××（△△▲） 〇〇〇〇			
(3)たる事業及び企業規模 大分類 企業規模 小分類 人・中小、人	※労働者派遣業		
(4)資本の額又は出資の総額／常時雇用する労働者の数 額等の有無、 （②(1)が）向元事業所からの出向の受け入れ6か月間の解 （有・無）	雪賀年度における取扱金の支給対象となる出向に 該当する場合は本取扱金以外の助成金・補助金・委託費等の有 無（丁寧を含む）		
(5)本出向は、人事交流のため、経営陣職のみのためして行われるも のである。	(6)②(2)が)向元削除中ににおける助成金の支給対象となる出向に 該当する場合は本取扱金以外の助成金・補助金・委託費等支給の有 無（丁寧を含む）		
(7)本出向は、人事交流のため、経営陣職のみのためして行われるも のである。	(8)本出向は、雇用調整のため、業務超過のためして行われるも のではない。		
(9)出向元事業主との間の資本的・経済的・組織的関係 (有の場合はその内容)	(9)出向元事業主との間の資本的・経済的・組織的関係 (有・無) (有の場合はその内容)		
(1)変更理由 指掌添の手書き欄のうち該当する変更理由に「○」を付けてください。	(10)本出向は、合併3年8月1日以降に開始する出向であり、 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、通常 の派遣契約の一環として行われる出向と区分して行われる出向 である。(※(7)が「はい」、(9)が「有」の場合のみ記載してください) (はい・いいえ)		
(1)出向元事業所の名称及び所在地 所在地 〒981-6543 ○○県口市×区△△△△△	(1)出向元事業所の名称及び所在地 （②出向期間（(1)の事業所から受け入れる出向方 側のうち該当する出向の開始日から5日かかる場合も 含む）の出向期間等） 合和4年 9月 1日 ～ 合和5年 8月 31日		

【産業雇用安定助成金 支給申請書 出向先が自治体の場合の記載例】

様式第6号(1) (R4.2.1)

※受付番号()

産業雇用安定助成金 支給申請書

産業雇用安定助成金の支給を受けたいので、
なれば、この出向事項に係る確認を出向先(労働局)が行う場合には協力します。

令和4年 4月 2日
事業主 住所 〒987-6543 ○○県○○市××区△△△△△ 事業主
又は 代表人 氏名 (株)○×△△商店 住所 〒
代理人 氏名 姫川 幸子 ㊞ 社会保険労務士
氏名

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の、右上欄に事業主の住所、名前及び氏名の記入を。
申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する強出付代理人は同様に、
に規定する事務代理者の場合は、上欄に手帳主の、右上欄に申請者の氏名等を記載して下さい。3

様式
第6号(1)
公共職業安定所
管轄

【支給申請額度】 (1) 2 3 4 5 6 ヶ月ごと

【出向元事業主申請欄】※出向元事業主が記載してください。

(1) 事業所番号 1234 - 987654 - 9	(2) 所在地 〒987-6543 ○○県○○市××区△△△△△	※届出維持要件	
名 称 (株)○×△△商店	電話番号 □□□-○○○-×××	※上限人数	
(3) 代表者監督氏名 庄屋 事業主	(4) 立たる事業 (大分類) N	(5) 企業規模 大 中 小	(6) 支給申請額 290,000円
(8) 出向先事業主との間の資本的・経済的・組織的関係 (有・無)	(有の場合はその内容)		
(9) 本出向は、人事交流のため、経営陣のため、業務提携のため、 来場のためではなく、雇用調整を目的して行われるものである。 (はい・いいえ)			
(10) 本出向は、雇用調整を目的とした出向労働者を交換し合うもので はない。 (はい・いいえ)			
(11) 支給対象割における助成金の支給対象となる出向の実施又は未実施 金以外の助成金、補助金、委託費等支給の有無。 (有・無)			

令和4年 4月 2日
事業主 住所 〒123-4567 ○○県○○市△△区××××× 事業主
又は 代表人 氏名 (株)○×△△商店 住所 〒
代理人 氏名 姫太郎 ㊞ 社会保険労務士
氏名

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の、右上欄に事業主の住所、名前及び氏名の記入を。
申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する強出付代理人は同様に、
に規定する事務代理者の場合は、上欄に手帳主の、右上欄に申請者の氏名等を記載して下さい。3

様式
第6号(1)
公共職業安定所
管轄

【出向先事業主申請欄】※出向先事業主が記載してください。

(1) 事業所番号 1234 - 367890 -	(2) 所在地 〒	※届出維持要件	
名 称 (株)○○商店	電話番号	※上限人数	
(3) 代表者監督氏名 庄屋 事業主	(4) 立たる事業 (大分類) S	(5) 企業規模 大 中 小	(6) 支給申請額 0円
(8) 出向元事業主との間の資本的・経済的・組織的関係 (有・無)	(有の場合はその内容)		
(9) 本出向は、人事交流のため、経営陣のため、業務提携のため、 来場のためではなく、雇用調整を目的してされるものである。 (はい・いいえ)			
(10) 本出向は、雇用調整を目的とした出向労働者を交換し合うもので はない。 (はい・いいえ)			
(11) 支給対象割における助成金の支給対象となる出向の実施又は未実施 金以外の助成金、補助金、委託費等支給の有無。 (有・無)			

② (5) は記載不要です。

② (6) 支給申請額は必ず0を記入してください。

出向元事業主におかれましては、すべての項目を記載してください。

② (11) は記載不要です。

【出向協定書】独立性が認められない事業主間で行う出向の場合 作成例

出向協定書(例)

●興業株式会社と●興業株式会社労働組合とは、事業活動の縮小に伴う出向の実施に
關し、下記のとおり協定する。なお、本出向は、グループ内企業間で行うものであるが、
新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持を目的としたものであり、コロナ以前に
行われていた通常の人事異動とは異なるものである。

- 出向の実施を予定している時期（始期・終期）と期間（年月数）を記載して下さい。
 - 出向労働者が複数おり時期・期間のパターンが複数ある場合や、協定の締結段階で具体的な出向労働者が未確定であるなどの理由で時期・期間を確定できない場合は、時期・期間の最大幅及びその範囲内での各出向労働者の予定期間（2年以内に限る）を記載することも可能です。

1. 出向先
 - (1) 事業所の名称 株式会社□□通信
 - (2) 所在地 東京都千代田区〇〇1－2－3
 - (3) 事業の種類 情報通信業
 - (4) 事業主の氏名 代表取締役 安定 太郎
 2. 出向実施予定期・期間
年以内の期間
令和■年■月■日から令和■年■月■日までの期間中で出向労働する。
 3. 出向期間中及び出向終了後の処遇
 - (1) 出向の形態と雇用関係
出向期間中は総務部所属とし休職扱いとする。
 - (2) 出向期間中の賃金
出向労働者の賃金及び一時金は出向先の定めるところによる。
 - (3) 出向期間中のその他の労働条件
出向労働者の就業時間、休日、休暇等の労働条件は、出向先の規

(5) 出向終了後の処遇
出向労働者の雇用保険は、出向元において適用するものとする。

出向労働者は出向終了日の翌日に当社に復帰する。その際の職務内容及び賃金は、出向する直前のものと同一とする。

なお、出向期間は、昇級及び退職金等の算定基礎となる勤続年数に算入する。

(1) 范囲 出向労働者は、〇〇部門の従業員のうち、事業主が選定し本人が了解した者

(2) 人数 2人

この協定の有效期間は令和■年■月■日から令和■年■月■日までの間とする。

令和二年七月一日

●興業 株式会社 代表取締役 安定 太郎

本作成例はあくまで例示の一つであり、実際の協定書の作成にあたっては、出向元事業主・労働組合等の代表者の双方で協議をお願いします。

P. 27に記載の(1)～(5)について
は、必ず記載してください。

四

62

【產業雇用安定助成金】出向先事業所別調書

(独立性が認められない事業主間出向の場合)記載例

樣式第1号別紙1 (R4.8.1)

出向者事業所開闢

出向元事業所名稱：○○興業株式會社

出向元事業所名称：●●興業 株式会社	
(1) 出向先事業所の名称及び所在地等	
名 称 所在地	株式会社口口通信 〒999-9999 東京都千代田区〇一 一 二 三
(3) 本出向は、人事交流のため、経営判断のために 安置のため等ではなく、雇用調整を目的して行 います。()	
(5) 出向先事業主との間の資本的・経済的 的関係()	
(6) (3) が(は)(い)、(5) が(は)(い)の場合 3年8月1日以降に開始する出向であり、 フル感染症による影響の範囲を超えて行われ るのと()で行なわれる出向と区分される ことについて具体的な理由を記入してください	
(7) (該当する型題に○をつけてください)	
(8) 支援申請額度 (添付する額度に○をつけてください)	
No.	(1) 氏名 1 猪々 無四郎
(2) 原因医療被保険者 1234-367890	

◎出向予定労働者

※出向初期経費に係る計算についてでは、様式第1号別紙2に記載してください。（独立性が認められない事業主間で行う場合、出向初期絶費は別成口）
※となりませんので、様式第1号別紙2は用意不要です。

本ガイドブックの「資本的組織的関連性等からみた独立性について」(P.3)を参照し、内容を記入してください。

二二八

※固定基盤期間	※独立性の有無
・	・ 無 ～ 有

審査対象期間 ※出向先事業所を管轄する会社職業安定所	※出向先事業所の回覈(回訪)
月　　日 ～ 月　　日	月　　日
(①) 	(②) いええ

63

【産業雇用安定助成金】記載例】
支給申請書 独立性が認められない事業主間出向の場合

案式第6号(1) (R4, 2, 1)

【産業雇用安定助成金 出向先事業所別調書（公益特例用）記載例】

株式会社 第1号別紙1（公益出向関係）(R4.8.1)

出向元事業所名称：●●観光株式会社

出向先事業所別調書（公益特例用）
～

(1)出向先事業所の名称及び所在地等		(2-1)審査対象期間 回検出時	(2-2)審査対象期間(前) ※出向先事業所を管轄する 公的機関安定期間
名称 ●●商事株式会社 所在地 〒333-3333 東京都千代田区●●一丁目一	合和4年9月1日 ～ 合和4年11月30日	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
(3)本出向は、人軍交流のため、経営戦略のため、業務 提携のため、差留のため等ではなく、雇用調整を目的 として行われるものである。(はい・いいえ)		(4)本出向は、雇用調整を目的とした出向労働者を交換し合うものではない (はい・いいえ)	
(5)出向先事業主との間の資本的・経済的・組織的関係 (有・無)		(6)本出向は、合和3年8月1日以降に開始するもの であり、新型コロナウイルス感染症による影響に係る公益 性の高い事業に従事させる目的とし、大量の被 保険者を出向させるものである。(はい・いいえ)	(7)新型コロナウイルス感染症による影響に係る公益 性の高い事業における受託等対応業務に従事させるため、合和4年3月1日から 合和4年5月31日までの3ヶ月間、40人の被保険者を出向させるもの。
(7)賃金額型 (該当する範囲に○をつけてください)	A型 B型 C型 D型 E型 F型 G型	(8)支給申請額度 (該当する範囲に○をつけてください)	1ヶ月ごと 2ヶ月ごと 3ヶ月ごと 4ヶ月ごと 5ヶ月ごと 6ヶ月ごと
No. (1)氏名 (2)雇用保険被保険者番号	(3)出向開始予定期 (4)出向終了予定期 (5)賃金締切日		
1 公益一郎 9876-54321-0	合和4年 9月 1日 合和4年 11月 30日 月末		
2 公益次郎 9876-54321-1	合和4年 9月 1日 合和4年 11月 30日 月末		
3 公益三郎 9876-54321-2	合和4年 9月 1日 合和4年 11月 30日 月末		
4 公益四郎 9876-54321-3	合和4年 9月 1日 合和4年 11月 30日 月末		
5 公益五郎 9876-54321-4	合和4年 9月 1日 合和4年 11月 30日 月末		
6 公益六郎 9876-54321-5	合和4年 9月 1日 合和4年 11月 30日 月末		
7 公益七郎 9876-54321-6	合和4年 9月 1日 合和4年 11月 30日 月末		
8 公益八郎 9876-54321-7	合和4年 9月 1日 合和4年 11月 30日 月末		
9 公益九郎 9876-54321-8	合和4年 9月 1日 合和4年 11月 30日 月末		
10 公益十郎 9876-54321-9	合和4年 9月 1日 合和4年 11月 30日 月末		
11 公益十一郎 8765-43210-0	合和4年 9月 1日 合和4年 11月 30日 月末		
12 公益十二郎 8765-43210-1	合和4年 9月 1日 合和4年 11月 30日 月末		
13 公益十三郎 8765-43210-2	合和4年 9月 1日 合和4年 11月 30日 月末		
14 公益十四郎 8765-43210-3	合和4年 9月 1日 合和4年 11月 30日 月末		(桜印 枝目)

※出向初期経費に係る計画については、様式第1号別紙2に記載してください。

本ガイドブックの「公益の目的のために大量の被保険者を出向させたい。」を「はい」の場合は出向の目的が、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種・大規模接種やPCR検査等、国や地方公共団体等から発注された公益性の高い事業に従事せらるためであることを具体的に説明してください。」(P.10)

**(1)～(5)について記載してくください。なお、公益特例により計画届を提出する場合においては、出向予定労働者一人毎に、(1)～(5)について記載してくください。
 お、公益特例基礎期間あたり30人以下以上の対象労働者は、1の判断基準を満たさないことがあります。15人目以降は1者を出向先事業所別調書（公益特例用）統紙に記載してくください。**

【産業雇用安定助成金 出向実施計画（変更）届（出向先事業主）（公益特例用） 記載例】

様式公特第2号（R4.8.1）（公益用関係）

出向の実施につき、次のとおり届けます。
なお、この計画届による出向の状況を安定所（労働局）が行う場合には協力します。

合和4年 8月 15日 事業主 住 所 〒333-3333 東京都千代田区●●1-1-1
(公益特例用)

事業主名 称 ●●商事株式会社
代理人 氏 名 関山 事郎
（申請者が代理人の場合は、上欄に代理人の住所、名前及び氏名を記入
を、申請者が代理人の場合は、下欄に事業主の住所、名前及び氏名を記入
し、申請者が代理人の場合は、規則第16条第3項に規定する事務代理人又は出向会
員、第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の、下欄に記載して下さい。
請者の氏名等を記載してください。）

東京 労働局長 殿
(飯田橋 公共職業安定所長経由)
電話番号 3210-549870-1

事業主又は
(提出代使者・係り代使者)
性別(男) 氏名

(1)雇用保険適用事業所番号	3210-549870-1		
(2)事業所の名称及び所在地等	(3)主たる事業及び企業規模		
名 称 ●●商事株式会社 所在地 〒333-3333 東京都千代田区●●1-1-1	大分類	企業規模	※労働局が運営する最別の中間品の 当該年度における出向会員被保険者 数
事業主氏名 関山 事郎 (法である場合は代表者の氏名) 電話番号 000 (0000) 0000	R (サービス業 (他に分類されな いもの))	大・中小	
(4)資本の額又は出資の総額／常時雇用する労働者の数	1,000,000,000円 / 1,000人		
(5)②(1)の出向元事業所からの出向の受け入れ前6か月間の 解雇等の有無	(有) 有 無 (有) 有 無 (有) 有 無		
(6)②(2)の出向期間中ににおける助成金の支給対象となる出 向の実施又は本助成金以外の助成金・補助金・委託費等の の有無(予定を含む)	(有) 有 無 (有) 有 無 (有) 有 無		
(7)本出向は、人事交流のため、経営陣のため、業務説明を目的として行われるものである。 （はい・いいえ）	(8)本出向は、雇用調整を目的とした出向労働者を交換し合うもの ではない。 (はい・いいえ)		
(9)出向元事業主との間の資本的・経済的・組織的関係 (有の場合はその内容)	(有) 有 無 (有) 有 無 (有) 有 無		
(10)本出向は、令和3年8月1日以降に開始するものであり、新 型コロナウイルス感染症の影響に係る公的性的の高い事業に從事さ せる目的とし、大量の被保険者を出向させるものである。 (はい・いいえ)	(11)本出向は、令和3年3月1日から令和4年5月31 日までの3ヶ月間、●●観光株式会社から出向労働者10人を受け入れる もの。		
(11)変更理由 提出済みの計画届の内容について、変更を届ける場合は、「○」を付けてください。 ～fのうち該当する変更理由は、	a 出向労働者数の増加 b 出向期間の延長 c 出向先事業所の増加・変更 d 出向労働者の変更 e 貸金類型 f 支給用賃額度		
(12)出向元事業所の名稱及び所在地	(2)出向期間 (1)の事業所から受け入れる出向労 働者のうち、最も古い出向の開始予定期から最 も遅い出向労働者の出向の終了予定期までの期間) 合和4年 9月 1日 ~ 合和4年 11月 30日		
②出 向 期 間 等	名 称 ●●観光株式会社 所在地 〒555-5555 東京都文京区●●1-1-1		

**本ガイドブックの「公益の目的のために大量
の被保険者を出向させる場合について」(P.10)
をご参照ください。**
**「正しい」の場合は出向の目的が、新型コロナウ
イルス感染症に係るワクチン接種・大規模
接種やPCR検査等、国や地方公共団体等から
発注された公益性の高い事業に従事させて
いただくことを具体的に説明してください。**

